

○日 時 令和2年9月15日 午前9時24分～午後4時18分

○場 所 議 場

○出席委員

12番	東	君子	委員長	9番	立	石	幸	徳	副委員長		
2番	眞	茅弘	美	委員	3番	上	迫	正	幸	委員	
4番	沖	園	強	委員	5番	禰	占	通	男	委員	
7番	吉	松	幸	夫	委員	8番	吉	嶺	周	作	委員
10番	下	竹	芳	郎	委員	11番	永	野	慶	一郎	委員
13番	清	水	和	弘	委員	14番	豊	留	榮	子	委員
議長	中	原	重	信							

【議 題】

認定事項第1号 令和元年度枕崎市一般会計歳入歳出決算
[消防費～予備費] [歳入] [総括]

【審査結果】

認定事項第1号 不認定とすべきもの（賛成少数）

[消防費～予備費]

○委員長（東君子） 本日の決算特別委員会を開きます。

次に、消防費から予備費までの審査に入ります。

決算書の49ページから59ページまで、決算報告書の173ページから198ページまで、監査委員の審査意見書の18ページから20ページまでです。

審査をお願いいたします。

○13番（清水和弘） 176ページの災害対策費についてなんですけど、この防災マップ作成事業ここに495万ですか、1万5,000部出とるんですけど、これについてですね、住民の理解度はどれぐらい理解度があるのか判断してますか。

○総務課参事（田中幸喜） 防災マップにつきましては、委員が今御指摘のとおり1万5,000部を作成し配付したものでございます。

これにつきましては、公民館長にお願いして、各世帯八千数世帯にお届けをしたところでございます。

また、公民館等に参加していない世帯の方々に対しましても、ホームページの呼びかけだとかチラシ、総合窓口等でもポスターを掲示し配布しております。転入者に対しましても、その届出をする市民生活課の窓口において直接配付しているところでございます。

今回の台風10号とかそういった災害前におきましても、防災マップを御確認くださいということで、いろんな周知等も行い災害時に自分の避難経路の確認とか、家の周りの危険箇所の確認とかをこの防災マップで行っていただくようお願いをしているところでございます。

○13番（清水和弘） 担当課の説明は分かるんですけどね。果たして、今、いろんなところで災害があったときですよ、その避難順路とかそういうところが分からない住民が多いわけですよ。

私としてはですね、こういったせつかくいいもんをつくったんですからね、各公民館等で、担当課がいてこの避難順路を説明するとかですよ、住民に対してですよ。そういうことが必要だと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○総務課参事（田中幸喜） この冊子を今回活用予定の事業等々がコロナ禍でできなかったものでございますが、昨年度に行っていました金山地区を対象とした図上訓練、DIG訓練を実施し、今年度はHUG訓練という避難所運営訓練を2か年で実施することを予定しておりました。

基礎である図上訓練を実施し、避難所運営訓練を実施することにより防災マップに集約されております情報を活用した訓練を年次的に各地区2か年計画で実施する予定でございました。

昨年度の金山地区においては五十数名程度を小学生から高齢者まで参加していただいて、地区ごとの危険な箇所を地図上で認識していただいたところです。

今回、この防災マップによって地区ごとの危険な箇所、土砂災害区域、洪水区域とかそういったのも確認しながら、災害に応じた避難というものを自分たちで考えられ検討でき、地域の実情に応じた危険箇所等も把握が可能であると思っておりますが、そういった機会をなかなか取れない状況でございますが、今後周知に向け対応や方法を検討していきたいと考えております。

○総務課長（本田親行） 委員御指摘の防災マップ等を活用した共助の取組ということで、平成31年度から決算報告書にも書いてございますけども、自主防災組織育成補助というのを創設いたしました。

その補助金を活用いたしまして、昨年度についても今年度についてもそういった取組を行っていただいている公民館もあるところでございます。

○13番（清水和弘） 今回、大雨で被害もちょっと出とると思うんですけどね。

例えば、子供が分かって高齢者が分からない、高齢者は分かって子供たちは分からないっていうところがあると思うんですよ、各地域において。

その辺を私は全体的にこの避難者を守るために、もっと小学校あるいは中学校、それで高齢者とマッチングした説明会が必要だと思うんですよ。

ただ大人だけとか、子供だけとか、そうなれば、やっぱり意見が一方通行になって、両方がそこでディスカッションすれば、もっといいのが出てくると思うんですよ。そしてまた、いろんなことが分かってくる。そういうのも必要かと思うんですけどね。

その子供たちと高齢者と合わせたその説明とかそんなのは考えてないんですか。

○総務課参事（田中幸喜） 小学校の授業の中に、4年生だったと思いますが、担任の先生から御相談がございまして、防災マップを活用した授業をやるということで御相談いただきました。

今、1校だけですが、2学年で70名程度であれば35部をクラスで使い分けをしていただくこととして貸与しております。御相談があれば各学校の教材として貸与したいと思っておりますが、一旦、防災マップを学校等で保管していただき、随時学年が持ち上がっていくたびに学習教材として役立ててもらうための対応なども行っております。また、高校にも御案内を差し上げているところでございます。

高齢者に関しましては、先ほども申しましたとおり地区ごとの研修会で県の防災アドバイザーによります避難所運営の講義を計画しているところでございます。

○13番（清水和弘） 今、少し話があったと思うんですけどね。私、大概この台風とか大雨のときは回るんですけど、そのときに一番うれしいのは、たまに高齢者が来て、この地域はここは危ないんだよと教えてくれるんですよ。

それについては私は、さっきも言った子供たちはそういうところは理解していないと思うわけ。

だから、今、そういった詳しい高齢者がおる間にな、やっぱり地域ごとにこの危ない箇所ちゅうのは違いますよ。その辺をもうちょっと高齢者の意見等も採用しながらですね、子供たちに将来的なことも考えていただきたい。これは要望しときますよ。

○10番（下竹芳郎） 174ページの救助出動状況の表なんですけど、これの交通事故の出動件数と救助人数が違う理由を教えてください。

○警防課長（俵積田一豊） 交通事故の入電があった場合、救助工作車と救急隊と行きます。

それで、この件数に上がっているのは救助した件数が上がっていて、交通事故は救急車のみという場合がありますので、件数が違う場合が出てきます。

○10番（下竹芳郎） このその他の事故というのはどういう事案が当たるんでしょうか。

○警防課長（俵積田一豊） お尋ねの件数ですけど、表記の事故概要に属さない救助出動に出た場合のことをその他の出動と申し上げております。

○10番（下竹芳郎） どういう事故だったのかっていうことが分かれば教えてください。

○警防課長（俵積田一豊） 救急出場と一緒に行って、建物から救出、2階から救出とかそういう件数をその他の出場件数に上げております。

○10番（下竹芳郎） 救助する隊員っていうのは、やっぱり特別なことを習得している隊員なんですか。

○警防課長（俵積田一豊） この隊員は、消防学校の救助科というところで学んできておりますので、特別というと特別な訓練をしております。

○10番（下竹芳郎） こういう救助が必要なときは1秒でも早く救助できるように訓練、技術習得をお願いしたいと思っております。

○9番（立石幸徳） 教育費の関係でですね、この8月、1か月ぐらい前の総務文教の所管事務調査でもちょっとお尋ねしたこの元年度に行った学校施設の長寿命化計画ですね。この件でいろいろ時間を取って教えていただきたいんですが。

これも資料要求をしとったんですけども、既にこうした立派な本ができてるちゅうことで、まずこの印刷している長寿命化計画の部数といいましょうか、これは何部印刷されてるんですか。

○教委総務課長（宮原司） 印刷は50部となっております。

○9番（立石幸徳） その50部のうちから昨日ですか、決算特別委員会前に資料が来たと思うんですが、そうしますとこれはあとどこに公表っていいでしょうか、配付する予定なんですか。

○教委総務課長（宮原司） 次年度の学校関係の修繕を行うに当たりまして、各学校と今後、来年度の要望を調査することとしておりまして、その要望が出されたときに各学校長とヒアリングをする予定としております。

一応、配っているのは市長、副市長はじめ総務、企画調整、財政、あと教育長ですね。議員に今回配付をさせていただきました。

今後、各学校に伺ったときに、今回のこの長寿命化計画を説明して、次年度以降の計画についても各学校長と話をする予定ですので、今後は各学校に配付をする予定としております。

○9番（立石幸徳） 今の説明からいくと、50部で足りるんですかね。

というのが、私はこの長寿命化計画でちょっといつだったか忘れたけど、1年ぐらい前に一般質問もさせてもらったんですが、そのときかなり強調したのは長寿命化計画策定後の公表の重要性、広く地域住民にも公表することが、あるいは情報共有を図ることが大変大事なんだと。これはもう文科省のガイドラインにもそう書いてあるんですけどね。

だから、そういうふうになるのか、つまりあとは例えばこの本だけじゃなくて、ホームページや広報まくらざき等にももちろん全部はもう掲載できませんが、要点といいたいでしょうか、概要みたいなものは掲載する予定なんですかね。

○教委総務課長（宮原司） 今後、各学校に説明を行ってまいります。

今回、決算に当たりまして、各市の状況等もホームページ等で確認をさせていただきましたので、公表してる市もあれば、してないところもございました。

できればホームページ等で公開ができればいいと考えておりますので、そこについては、今後検討をさせていただきたいと思っております。

○9番（立石幸徳） 検討というよりその各市がやったり、やらなかったりというより、できるんだったら、もちろん全部は掲載できませんが、どんどん教えてほしいと思うんです。

それで、内容的なものですよね、この長寿命化計画の55ページに今後10年間の事業計画っていうのが出されていますね。

全体的なことはまた後で聞きますが、取りあえずこの取壊しをする枕崎小学校の第14棟ですか、この部分は取り壊すんだということで出てますね。枕小の14棟といいますと、一番古いこれ築68年、本市の学校施設でも一番古いやつになるんですが、今の運動場のこの南側にある建物になるんですかね。

○教委総務課長（宮原司） 市役所から行ったときには、建物が今3棟建っていますけれども、その真ん中の建物になります。

○9番（立石幸徳） ほかの10年間の事業計画の中では、それぞれ実施年度といいたいでしょうか、出てるけどこの取壊しはいつといいたいでしょうか、何年度にやるというのが出てないんですけど、いつやるんですか。

○教委総務課長（宮原司） 取り壊すという予定になっておりますので、可能な限り早めに取壊しをしたいと考えております。

○9番（立石幸徳） 14号棟を取り壊して枕小の校舎、教室、あとその児童数とかそういうものと対照したときに別段支障は出ないわけなんですかね。例えば教室が足りなくなるとかそういうのはないんですか。

○教委総務課長（宮原司） 今、余裕教室につきましては余裕があると考えておりますので、その取壊しを予定している建物については、今後、学校長にきちんと説明をして、そこから今現在入っているものについては取壊しをするということで、ほかの教室を有効に活用していくように

説明したいと考えております。

○9番（立石幸徳） それから、この10年計画の財政計画っていいんでしょうか、10年間の総事業費が8億9,000万円ですね。1年当たりで10で割って9,000万円と。

この財政計画は財政課長にお聞きしますけど、こういった計画で支障といいんでしょうか、計画どおりの事業がなされていくというふうに思っと思っていいんですかね。

○財政課長（佐藤祐司） 市には公共施設等総合管理計画というものがございます。

その基本方針、実施方針に基づいてそれぞれ施設ごとに個別施設計画を策定するわけですが、個別施設計画を策定する意味合いというのは、今後どのような改修等が見込まれる、そしてそれを平準化するという計画を立てるところにございます。

ということで、教育委員会のほうで10年間にわたって計画を平準化されたものをおつくりになったということだと思います。

ただ、現実的に執行するに当たっては、教育委員会でも考えられると思いますが、より危険な校舎、より老朽化が進んだ校舎から実施については考えていかれると思います。

基本的には、この計画に基づいて平準化した10年間の計画になっているわけですから、そのとおりに進むという考え方はありますけれども、どうしても実際の度合いによって進み方は変わってくると思われれます。

また、計画に当たっては、極力、国庫補助金、交付金を活用する考え方でございますけど、交付金の決定の度合いということにおきましても、進捗については計画とは変わってくる可能性がございます。

○9番（立石幸徳） 内容的なもので、枕崎校区についてあと枕崎中学校の屋内運動場が築56年、それから管理普通教室棟ですね、これが中学校、これも59年、ところが非常に築年数が高いんですけど、2年目の事業計画になって、一部分のですね、部位の修繕という形で計画しておりますけど、その部位修繕というのはどういうふうに理解すればいいんですか。

例えば体育館なんかの部位修繕ちゅったら、特に部分的に修繕をすればまだ使えるというふうになるんですか。

○教委総務課長（宮原司） 部位修繕には、水道の配管設備とかもございまして、その配管のやり替え等もこの修繕の中には入っております。

○9番（立石幸徳） 水道の配水関係もですけど、あとは建物のほうはもう大丈夫なんですか。

そういう配水関係とかそういうものの修繕だけで、あとずっと長寿命化ができるちいうことになるんですか。

もうちょっと部位修繕の中身をはっきり教えていただきたいんですけどね。

○教委総務課長（宮原司） ただいまのお尋ねの件ですけれども、その表のところに劣化状況計画ということで茶色のところにA、B、C、Dが載っていると思います。

AからDで劣化度を表しているということになっておりますので、例えば枕中の今、屋内運動場のところについては機械設備というのがDということになっておりますので、機械の部分の修繕等が、劣化が激しいということで、その部分を中心に表を見ながら進めていくということになるかと考えております。

○9番（立石幸徳） いずれにしてもですね、ついこの間もらったばかりの計画ですから、我々もしかと隅々まで目を通す時間もないんですけども、もう一つ私は一般質問でも言った学校施設というものも、例えばこの間の台風の避難所にもなる、枕小体育館なんか投票所、あるいは開票所にもなる。

それから、その地域とのいわゆる関わりで、単なる児童生徒が使うっていうより、非常に公共施設の中でもいろんな一般市民が使うっていう度合いが高くなってきてるんですね。

そうしますと、例えば障害者ですね、そういう人たちが車を止める場合に、どの公共施設でも

障害者用の駐車スペースとそういうのは一番玄関口に設けているわけです。

ところが、学校施設についてはなかなかそういう障害者を見込んだ形の、例えば駐車場の対応、ほかの施設もですけど、そんなものについては今度のこの長寿命化計画では何かいろいろ配慮がなされているんですかね。

○教委総務課長（宮原司） 今回の長寿命化計画の中で、具体的に身障者のということでの記述とかはないと思っているんですけども、各学校においてそういう駐車スペース、PTAとかがあれば枕崎小学校も駐車場は少ないと考えてます。

できれば今後、今いただいた御意見を参考に、そういうスペースが取れないのかということも研究をしてまいりたいと考えています。

○9番（立石幸徳） 最後にですね、私これまでもいろいろその特に夏場の学校、屋外プールの中で施設では言いましたけど、このプールについてはこの長寿命化計画の対象にはなっていないんだということを説明いただいているんですけども、まだ学校施設っていっても、いろいろな点でその検討の余地はあるし、もう少し細目に当たってずっとこれを勉強させてもらった上でお尋ねさせていただきたいので、一応私これで終わります。

○4番（沖園強） 劣化状況の判定で、D判定で例えば枕崎小学校の屋上関係が非常に気になるんですけど、4年目ですよ、枕小関係の普通教室棟が。

一番気になるのが立神中学校の教室棟の1号棟ですか、これも屋上関係がD判定、そして別府中学校においてはC判定というのが10年後なんです。維持修繕で対応していくちゅうことかな、維持という場合は。

○教委総務課長（宮原司） 今回策定をして、10年間の計画ができたんですけども、今後各学校から要望等も上がってまいります、次年度。

雨漏りがある部分については、早期に対応しないといけないと思いますので、この計画どおりというわけじゃなくて、やっぱり子供たちの安心安全を考えたときには、前倒ししないといけないという場合については、前倒しも必要と考えておりますので、そこについては、そのような形で進めていきたいと考えております。

○4番（沖園強） 長寿命化計画で部位修繕という表記になってるんですけど、10年後の部位修繕の場合でも、緊急の場合は維持修繕で対応するという事で理解していいんですか。

○教委総務課長（宮原司） 今後、次年度以降の計画をするに当たりましては、費用の部分については財政課と協議を行って、緊急度については建設課と連携を取りながら、打診調査で再度落ちてきている部分があればその部分を早急にやらないといけないことがありましたら、そちらを優先して進めることもあろうかと考えております。

○4番（沖園強） 教育関係でもう一つ気になるのは、災害復旧にしても非常にほかの農林水産業いろんな施設等からすると補助率は低いんですよ。そうずっと、長寿命化の場合の補助率はどうなってるんですか。維持修繕の補助率は幾らになるんですか。

○教委総務課長（宮原司） 維持修繕につきましては、単独で対応することになろうかと考えております。

○4番（沖園強） 長寿命化の場合の補助率はどうなってるんですか。

○教委総務課長（宮原司） 補助率につきましては3分の1と考えております。

○4番（沖園強） 国庫補助は3分の1、あと県はないんですか。県はないということですね。もうちょっと有利な補助事業ってないもんですか。

○教委総務課長（宮原司） 現時点ではその国庫補助以外で有利な補助事業というのはないと思っておりますが、さらに必要があれば、そのようなものもできないかということは研究してまいりたいと考えております。

○4番（沖園強） 財政課長にお伺いしますが、これ過疎債は対象になっていくんですかね。

○財政課長（佐藤祐司） 学校施設の場合は、過疎債は対象になります。

○5番（禰占通男） この資料ですけど、この55ページの。これからいくと、59施設のうち40年以上が49ですよ。そうした場合、この10年の計画が終わったら次の10年からはほとんど耐用年数を過ぎるということじゃないですか。

私はこの55ページの各学校の劣化状況が載ってるこの表で見たんですけど。

○教委総務課長（宮原司） 今後、施設自体の統合とかそういうことがあれば、大規模な改修等も今後視野に入れながら対応していかないといけないのかなと考えております。

ただ、年数がどうしてもたっていきますので、そこについてはまた今後、10年の一応計画ではございますが、5年ごとに見直しの必要があれば見直しをしないとけないという、計画的にできなかった場合については見直しも必要であるというふうになっておりますので、その時点で見直しがあればまたその中で検討をしていきたいと考えております。

○5番（禰占通男） その59施設で結局10年後にその耐用年数に届かない施設が今の現状でいくと、10施設しか残らんわけでしょう。そしたら、今の現状じゃやっていけないことですよ。新しく造るか、統廃合をして環境のいいところにまとめるのか。だって、これ10年でしょう。10年後が見えてるじゃないですか。

○教委総務課長（宮原司） 長寿命化を行った場合につきましては、45ページに目標耐用年数ということで範囲が示されてございます。

こちらにY60以上というときに50年から80年ということで、耐用年数を一応伸ばすような形になっておりますので、ここについては若干長寿命化を行った場合には耐用年数が延びるものと考えております。

○5番（禰占通男） 私が議員になったときに、今この14号棟か、もう一つの北側の建物か分からんけど、枕小では一番古い建物ですよ。それについて耐震はどうなのって聞いたんですよ、もう十何年前。そしたら、強度は出ましたってことだったですよ。

多分、今本市役所の資料室か何かになってるみたいだけど、今それか、隣のやつかは分からんけど、今取り壊すちなってるから、結局これで見ると60年でしょう。68年ですよ。そしたら、今80年に延ばせるどうのこうのって話にならんと違うんですか。

○教委総務課長（宮原司） 68年の建物につきましては、枕崎小学校の14号棟は取り壊すということで予定をしておりますので、この建物については取壊しを行って、今使っている教室の部分については、既存の教室に移動していただくよう計画をしております。

○5番（禰占通男） 9番委員も言いましたけど、そうなった場合、これからどんどんこういう対象になる分が増えてくるわけでしょう。そしたら、教室は足りるのかちことになりますよね。

そしたらまた、新しく新築ちゅうその構想が何かあるんですか。どこそこの学校のどれを壊したらどうするとか。

○教委総務課長（宮原司） 現時点で新築の計画というのは検討していないところでございます。

○7番（吉松幸夫） 教育費について二、三お尋ねいたします。

177ページのスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの配置事業なんですけど、昨年の活動時間とか件数、データがありましたら教えてください。

○学校教育課長（満枝賢治） まず、スクールカウンセラーのほうですけども、3人スクールカウンセラーがおりまして、78時間、1回当たり3時間ということですので、26回ということになっております。

スクールソーシャルワーカーにつきましては2名おりまして、1人の方が240時間、それともう一方が169時間ということになっております。

○7番（吉松幸夫） 一昨年と比べてどのようになっていますか。

○学校教育課長（満枝賢治） 事業費でよろしいですか。——昨年度が101万0,337円、元年度

93万7,555円ということで、若干減っているという状況です。

スクールカウンセラーにつきましては、平成30年度が43万5,630円に対しまして、令和元年度が46万8,670円、こちらは若干増えているという状況です。

○7番（吉松幸夫） 子供たちもしくは親に対しても非常に大事な事業だと思いますので、継続して対応していただきたいと思います。

それと、小学校と中学校それぞれの管理費なんですが、以前から豊留委員が質問でされてたところに関連するんですけれども、新入学生の学用品補助、援助ですかね、これを小学校、中学校と比較すると中学校の部分が、入学前支給とあるんですね。

小学校は、以前豊留委員が質問されてるんですが、入学前は難しいというような御回答だったかと思うんですけれども、中学校でできて小学校でできないというのはそれ何か理由があるんでしょうか。

○学校教育課長（満枝賢治） 中学校の新入学生徒学用品費入学前支給というのは平成30年度から始まっております。

この小学校が難しいのかという御質疑ですけど、本年度の予算を見ますと、新入学児童学用品費、R3年入学者というのが出てきております。ですので、本年度からこの新入学児童学用品費が支払われると思います。

これにつきましては新1年生ということになりますので、まだ今現在、保育園の年長とか幼稚園の年長ということになるんですけれども、11月に就学児健康診断というのがあります。

入学前の健康診断ですが、そのときにこの就学援助費の申請書等の説明を行いまして、申請をしていただくと。できるだけ早く、認定をして3月に支給ができればということで進めているところです。

○7番（吉松幸夫） それでは令和3年度から対応できるという確認でよろしいのでしょうか。

○学校教育課長（満枝賢治） 令和3年度入学の1年生に対しまして、本年度の3月に支払うということで進んでいくと思われま。

○7番（吉松幸夫） 非常にありがたいことだと思いますので、よろしくお願いいたします。

それとですね、各小中学校の空調の関係なんですが、181ページのこの学校設備費なんですね。

ここちょっと表現の仕方、私もちょっと分かりづらいんですが、市内小・中学校特別教室ってなってるんですね。

中学校の部分に関しては、市内中学校特別教室とあるんですけど、これはどういった分け方をしてるんですかね。

○教委総務課長（宮原司） この部分については小学校の特別教室ということでございます。

○7番（吉松幸夫） 中学校の部分はこれはいらなかったという理解でいいんですか。それとですね、これに関係して小学校と中学校とすると800万ぐらい差があるんですが、これは単純に教室の数と理解していいのでしょうか。

○教委総務課長（宮原司） そのとおりでございます。

○7番（吉松幸夫） できれば何室あったのかというのをちょっと教えていただければ。

○教委総務課長（宮原司） 教室の資料を持っておりませんので、後で。

○7番（吉松幸夫） 後もってでもよろしいので教えてください。

最後にしますけれども、183ページ、外国青年招致事業、ALTだと思うんですが、この説明文ですね、中学校の英語指導が推進され、英語力の向上に役立ったと、非常にいいことだと思うんですけれども、以前から私ちょっとお願いしてあった部分があるんですが、中学校でこの英語力が上がったとすれば、例えば体育祭とかそういうところでも、英語を活用したアナウンスのコーナーがあってもいいんじゃないかというようなのを提案してきたんですけれども、そういうことの活用方法というのはまだ全体で考えてないですかね。

○学校教育課長（満枝賢治） 外国語、英語の日常化というのは、学習の最後の成果の部分では必要になってくると思います。

実際に使うという部分については、そのような場で使うとかいうことも考えられると思いますので、学校のほうにも外国語環境があふれる、英語環境があふれるような教育活動を推進していただきたいということは、また伝えていきたいと思います。

○7番（吉松幸夫） 子供たちの自信にもなろうかと思しますので、ぜひいろんな場所で英語を使うと、活用するというようなことも考えていただきたいと思います。

○8番（吉嶺周作） 今回、台風被害による資料が出てるんですけど、それと併せて消防費について質疑いたしますが、この173ページの出場手当延べ262人、99万5,600円というのはどういったところの手当になるんですかね。

○消防総務課長（松田正知） 出場手当の述べ262人というのは、災害出動による手当で、上記の火災、自然災害、行方不明捜索などの手当となっております。

○8番（吉嶺周作） それでは今回の台風10号で、各分団にですよ、五、六名ずつ待機するように要請をしておりましたが、その日当とか手当もこの中に入るんですかね。

○消防総務課長（松田正知） 本年度……（聴取不能）……でしたけど。

○8番（吉嶺周作） 本年度というか、決算ですので、台風10号については来年度になると思うんですけど、毎回大きな台風が来るときにはですよ、分団員に要請をして分団詰所で待機をしてもらえるようにしてるじゃないですか。その手当は1人当たり幾らあるのかというのはちょっとお聞きしたかったんですよ。

○消防総務課長（松田正知） 出動手当については、大雨、あと台風の待機とかありますけども、1人3,800円出ます。

○8番（吉嶺周作） それは、1回当たりということでもいいんですよ。——そうすればですよ、今回の台風を例に挙げますと、日曜日の午後3時集合だったんですよ。それで、解除になったのが朝方だったと思うんですけど、もう15時間以上分団詰所に待機してるわけじゃないですか。

皆さんですよ、家族を持ったり、結婚されてない方は親と一緒にいたりするわけじゃないですか。そうすれば、家族を置いて、その詰所に五、六名要請をされて行くわけですよ。そこに対しての3,800円という手当がその対価として見合ってるのかということなんですよ。時給にしたら、500円もいかないわけじゃないですか。

取りあえず分団員もですよ、肩書上は準公務員じゃないんですか。市の本職員が時間外手当、残業手当そういったものはこういう金額とは全然比べものにならないじゃないですか。

その辺について、なぜその1回当たり3,800円を設定している根拠を教えてください。

○消防長（中原浩二） 確かに、今吉嶺委員の言われたとおり15時間以上ということになって、手当が3,800円ということで、公務員と比較しておかしいんじゃないかという御意見でございますけど、消防団員については1回出動が3,800円と条例で定めてあると思いますけど、確かに長時間拘束されるというのは事実でございますので、分団によっては3時間交代、5時間交代で隊員を代えて待機するところがありますので、一応、今後はそういう形であまり過度に負担にならない形を分団の中で取れるような方向で、またそれに対しても出動手当を出せるような体制を整えてまいりますので、3,800円ということが高い、安いということでございますけど、消防団員の場合はある程度のボランティア色が強いので、その辺は何とかこちらのほうも考えて手当が出せるような体制を取っていきたいと思います。

○8番（吉嶺周作） 今後、よく検討していただきたいと思います。

それと、その今回の台風被害で住宅が278棟あったんですけど、私のほうにも台風の直前に市民の方から連絡が来て、それは消防に連絡してくださいと言ったんですけど、結局、台風のとときにガラスが割れた、ドアが取れた、それで家の中が大変なことになっているとそういう連絡

があったんですけど、本部のほうにはそういった救助の連絡は何件ぐらいあったんですかね。

○消防長（中原浩二） 件数については、今集計したものを持ち合わせておりません。

ただ、今委員が言われたガラスが割れたというのは、記憶で言うと二、三か所はあったということで報告を受けております。

それで、確かにガラスが割れて出動の要請があったということでもありますけど、対処した職員については、ほかに安全な場所がありますかということで、ほかに避難する場所があれば、そちらのほうに避難してくださいと、もし避難する場所がなければ避難所へは案内しますということで、こちらのほうは錯綜したものですから、そういうスタンスで消防のほうは、もし避難する場所がない場合は、避難所まで誘導しますよということでお伝えしたというふうに考えております。

○8番（吉嶺周作） そうすると、台風の位置や本部のほうは一度もその救助活動はやってないということですかね。出動は1度もなかったんですか。

それとも台風でガラスが割れた、ドアが外れたそういったところから連絡が来たけれども、そこだけ行かなかったんですかね。

そこは最初で言ってましたよね、行きませんということ。ほかの出動はしたんですか。

○消防長（中原浩二） 先ほど申しましたけど、今詳細な出動報告書がございませんので、また件数については後で報告をいたしますけど、6名の方を避難させております。それには出動しております。

建物もたしか数件破損したということで出動はしておりますけど、それは多分、避難させております。

○総務課長（本田親行） 台風のさなかに今回も2件ほど避難所への搬送を直接市民の方から消防にも依頼があったところで、消防の職員であっても車両であっても、台風のさなかに避難というのは危険ですので、私ども早めの避難を呼びかけたわけですが、今回もこういう事案があったということで、台風経過後の対策本部の総括の中でも台風のさなかでの避難があったということは課題だと、そしてまた早めの避難の周知をさらに図っていく必要があると総括したところでございます。

○委員長（東君子） 決算の関係をお願いいたします。（「決算の関係じゃないですか」と言う者あり）決算関係です。

○8番（吉嶺周作） それでは最後にいたしますね。

今回は、台風時に避難の要請があった場合には出動しましたが、ガラスが割れて部屋の中が雨や雨風でっていうところには出動しなかったわけですよ。

そうするとですよ、各分団、桜山、別府、立神、みんなこの262人は必要ないんじゃないですか。必要あるんですかね、出動しないわけですよ。

避難に対してはあるかもしれないけれども、皆さん家族がいてと先ほども言いましたが、家も守らないといけないところを、分団にとにかく五、六名ずつ行ってくださいと出動はしないわけですよ、台風時に。

そうすると、分団の詰所にいる意味がないんじゃないんですかね。自宅待機でいいんじゃないかという消防分団員の声もあるんですよ。わざわざ分団に集まらなくても自宅待機で準備をしてくださいという声を今回聞いたもんですから、3,800円がどうこうとは別で。出動しないんだったら台風時に待機する必要はないと思うんですけど、その辺について最後にお願いします。

○消防長（中原浩二） 確かに、今言われましたように待機しているのに出動をかけなかったということでもありますけど、分団長会の席でも、一時的には消防が対処しますということで、その消防が対処できない場合については、分団の方々に応援をいただきますということでは、まず最初言っておりました。

それで、今避難関係の件についても、総務課長も言われましたけど、最盛期に出動させるとい

うのは職員、団員についても非常に危険が伴うということでもありますので、職員は避難所への避難をお願いしますということであれば、そこは出ますけど、そこを団員に代わりにということになると非常に危険が伴いますので、その辺については職員でやるしかないという形でもありますけど、今委員の言われましたように待機してて、その出動がかからないのであれば別に意味がないんじゃないかという件につきましては、また我々も検討しましてその在り方について報告をしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（東君子） ここで10分間休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時37分 再開

○委員長（東君子） 再開いたします。

休憩前に引き続き、消防費から予備費までの審査をお願いいたします。

○3番（上迫正幸） 消防費の174ページ、救急車の出場状況についてお伺いいたします。出場件数、搬送件数、搬送人員、3つとも30年度より増加しているのに、高規格救急指示料が、お金が下がってるということは比較的症状の軽い方が多かったと理解してよろしいですか。

○警防課長（俵積田一豊） この高規格救急車の指示料ですけど、救急搬送、業務に行った際、心肺停止状態の方に救急救命士が行う特定行為でございます。ですので、この件数はC P Aのみに指示料が発生しますので、件数的には少なかったとか、多かったとかというのは一概に言えないと思っております。

○3番（上迫正幸） 一概に言えないということだったのですが、救急車の出場件数に関しては救急車を呼ぶ必要がないんじゃないかという人も出てくると思うんですが、それに関してはどうですか。

○警防課長（俵積田一豊） 我々消防は119番があった場合には全て出場します。それで、現場に行つて観察の結果、救急業務に該当しないという場合は搬送しませんけど、本人の訴えがある以上は搬送するというような形になっております。

○3番（上迫正幸） 消防署が考える適正な出場件数というのは、何件ぐらいと考えていらっしゃるでしょうか。

○警防課長（俵積田一豊） 我々、当署本部の救急件数が適正な件数というのは、はっきり言って試算はしてませんが、何件がいいのかっていうのは分からないような状態でございます。

○3番（上迫正幸） はい、分かりました。それではもう一点、175ページの人間ドックについて、2日ドックが9名、1日ドックが2名、30年が脳ドックも1名いたようですが、署員が若いからなのかしれませんが人間ドックの受診数が少ないように感じられますが、その点はどうでしょうか。

○消防長（中原浩二） 人間ドックにつきましては、2日ドック、1日ドックとも職員の希望により受診をさせておりますので、職員数42名の中の11名受診しているということでもありますので、多いか少ないかということについては職員の希望ということが前提にございますので、何とも言えないところでございます。

○総務課長（本田親行） 市におきましては、人間ドック受診者を除く職員に対して年1回健康診断を行っております。また、ドックにつきましても共済のほうから割当て等がありますので、毎年度行けるといってもございませぬ。

消防長からありましたように、希望を取って決定を受けると、それ以外の方については職員健診で対応して、また受診できなかった人には勧奨を行って、全員が受けるような体制を取っているところでございます。

○3番（上迫正幸） 現在の署員の年代別人数が分かりましたら教えてください。

○消防長（中原浩二） 18歳から20歳が3名、21歳から25歳までが8名、26歳から30歳までが

4名、31歳から35歳が3名、36歳から40歳が2名、41歳から45歳が8名、46歳から50歳が4名、51歳から55歳が2名、56歳以上が8名ということになっております。

○3番（上迫正幸） 消防職員は火災、事故等が起きた場合、活躍するわけですから、日頃の体のケアなどには十分気をつけていただきたいと思います。

○13番（清水和弘） 174ページなんですけど、交通事故なんですけどね、市役所の玄関前の数字を見ると、これまでより大分事故数が多くなってるんですよ、この原因について、どのように考えてますか。たしか18ぐらいになっとったと思うんだけど。

○総務課長（本田親行） 申し訳ございませんけれども、交通事故発生の動向についてはただいま把握しておりませんが、13番委員からの事故件数が増えるということにつきましては、やはり高齢化によることなどが要因になっているのではないかと考えます。

○13番（清水和弘） 高齢化率も関係するんでしょうけど、そしたらですよ、高齢者に対する対応はどのようにしてるんですか。

○総務課参事（田中幸喜） 高齢者等に関しましては、県の事業でさわやか号といった事業が、県から車両と職員が帯同しまして、現時点での高齢者の運転能力だとか、そういった各地区ごとに希望を取って、公民館まで直接その車が来て指導したりだとか、シルバー人材センターのほうでも、コロナ禍ですの少し人数は縮小しますが、南海自動車学校をお借りして南海自動車学校の教官等による座学、実技指導、安全な横断の仕方などの講習等を毎年実施しているところでございます。

○13番（清水和弘） 実はですね、私も八十何歳の人、2人にですね、もう免許返納したほうがいいよと、そしたら私は怒られたんですよ。しかし、事故して人でもひいたら危ないよということで、私が勧めた2人は免許返納しましたよ。こういうことは必要じゃないかと、自動車はここで研修しとるみたいなんですけどね。しっかりした指導をしていただければいいと思うんですね。

次に、この原因っていうのも私は市内の各道路を見たときですね、停止線とか、ラインが薄くなったり消えとったりするんですよ。その辺は、この事故件数とは関係ないと思うんですか。

○総務課参事（田中幸喜） 各団体等から教育に関する観点や事故多発場所での道路検証などを枕崎警察署が主体となって実施しております。また、通学路における危険な箇所などにおいて各種団体の方を集めて、停止線が薄くなっているとか、全般的に点検も行っているところです。

また、8月と12月におきまして道路パトロールと称しまして、県の職員、国道の管理者と合同で停止線状況等や路面状況、横断歩道の状況等を年に2回、8月と12月に実施しているところでございます。

○13番（清水和弘） 今、その停止線についてはですよ、私は警察とも話をして、そしたらやっぱり、市の建設課ですか、担当課、やっぱり道路維持管理者ですよ、

○委員長（東君子） 消防費の関係をお願いいたします。（「いや、今ここに交通事故者数が出るから言うてるんですよ、174ページに」と言う者あり）

○13番（清水和弘） この交通事故のことですからね、それを防ぐためにはどうしたらいいか、我々市議会議員が審査せんといかんじゃないですか。なぜそれを防ごうとするんですか。

○委員長（東君子） 総括でお願いいたします。（「いや、非常におかしいでしょう。我々は市民のために審議しとるんだからですね」と言う者あり）質疑をお願いいたします。

○13番（清水和弘） 今、ラインの線ですよ、先ほど言うた。そのラインの敷設ちゅうのか、改善は建設課のほうで担当になってると思うんですよ。この消えとるとは何か所あるか確認してありますか。

○総務課長（本田親行） 決算報告書の167ページ、土木費の中の交通安全設置事業費ということの土木費の審査ということで、委員長からもございましたけれども、所管は建設課で、箇所であるとか、具体的なことについては答弁できませんので、総括でお願いしたいと思います。

○14番（豊留榮子） 179ページの教育費の件で、先ほど出ました就学援助費について、来年度から新入学児童の学用品が3月には小学校、中学校、同時に入学前に支払われるということで、これ大変にいいことだと思います。

そして、この就学援助の助成を受けてらっしゃる小学校が何人で、中学校が何人というのは分かっていたら教えてください。

○学校教育課長（満枝賢治） 令和元年度の小学校の準要保護者ですが147人です。要保護につきましては5人ということになります。中学校につきましては、令和元年度が準要保護92名、要保護が4人という状況です。

○14番（豊留榮子） 例えば申請するのは今でもこうできる、随時できるんですか。

○学校教育課長（満枝賢治） 随時、申請はできるようになっております。

○14番（豊留榮子） 今、コロナの影響で本当に収入が減ったという方がたくさんおられると思うんですね、そういう方たちにも、こういう制度があるのを知らない方も、知らないということはないかと思うんですけれども、今自分が申請していいんだろうか、どうだろうかとやってらっしゃる方もいるかと思うんですね。そういう方たちに何かこう手だてといいますか、お知らせといいますか、そういうことができますか。

○学校教育課長（満枝賢治） 学校長を通して、そういう随時受け付けているということについては保護者に周知を図っていきたいと思います。

○14番（豊留榮子） できれば義務教育は本当の完全無償化にしてほしいと常に言ってるんですけれども、無償化だと言いながら、まだいろいろな費用がかかりますよね。もう常にいろんなことについて出費が重なるということで、これはどんなふうに思われますか。

○教育長（丸山屋敏） 以前から、委員から教育費の無償化のことについて質疑がありまして、その都度、私はお答えしたと思いますけれども、国の最高裁の判決で憲法には教育は無償化と言ってるけれども、無償化というのは授業料を徴収しないということです。昭和39年から、小学校1年生から順次、教科書だけは無償にしますよということなんです。

それで学校給食法にも、給食については食材、つまりこれは受益者負担ですよということで、支払いを保護者にしてもらっていると。しかし、給食を調理してくださる人たちの給与もろもろは市で支払っているということでありまして、何も、全てを無償化ということは、これは制度上、法の縛りもございますので、できないのが実態です。

ですから、委員の気持ちはよくわかりますけれども、私どもとしては法にのっとった行政をやっておりますので、そここのところは御理解をいただきたいと思います。

○14番（豊留榮子） もう一点、180ページの特別支援教育支援員の事業についてなんですけれども、これは小学校、中学校、各学校に支援員がいらっしゃるのか、どういうふうになってるんですか。

○学校教育課長（満枝賢治） 特別支援教育支援員ですけども、小学校に12名、令和元年度につきましては中学校が6名、18名ということになっております。

○14番（豊留榮子） すると、これは学校別に分けるとどうなりますか。

○学校教育課長（満枝賢治） 枕崎小学校が5人、桜山小学校が2人、別府小学校が2人、立神小学校が3人、枕崎中学校が3人、桜山中学校が1人、別府中学校がゼロ、立神中学校が2人、合計18人です。

○14番（豊留榮子） この教室というのは1クラス別につくってらっしゃることになるんですか。

○学校教育課長（満枝賢治） 通常学級の中における学習を進める際に、困り感を持っている子供たちにサポートをすると、支援を行うというような形で行っております。

○11番（永野慶一郎） 決算報告書の191ページの青少年育成費のところでございます、ちょ

うど説明の中ほどに電話相談・心悩み110番っていうのがありまして、決算額的には5,854円と金額的には小っちゃいんですけども、平成30年度の実績はゼロ件だったとお聞きしてますが、元年度は件数、どういったものが何件ぐらいあったのか。

○生涯学習課長（上園信一） 令和元年度は1件となっております。

○11番（永野慶一郎） これはどこにこういった電話をかけるところ、箇所ですね、どこに設置されておって、誰が対応するのかというのを教えていただけないですか。

○生涯学習課長（上園信一） 電話につきましては市民会館に設置しております。青少年育成センターがございますので、そこには社会教育指導員が2名いますので、2名の方が対応しているところです。

○11番（永野慶一郎） この決算額の5,800円というのは、これは何の費用になりますか。

○生涯学習課長（上園信一） これは電話料になります。

○11番（永野慶一郎） 電話料っていうと基本料金か何か、電話料っていうと、通話料。

○生涯学習課長（上園信一） この電話につきましては、0120から始まる電話ですので通話料になります。

○11番（永野慶一郎） 福祉のほうでも家庭児童相談室っていうのも設けてるんですけど、これとはまた内容が違った相談が受けられるんですか、同じのが2つ福祉でもあるんですけど、そこら辺どうなのか、教えてください。

○生涯学習課長（上園信一） 生涯学習課ではカードを作っております、その中では心の悩み110番ということで、学校や家のこと、友達のこと、勉強や運動のこと、進路のことを一人で悩まないで気軽に電話をしてくださいということで、新入学児童には配付しているところです。それで告知をしているところです。

○11番（永野慶一郎） これは親からの相談ですか、子供からの相談、どちらになるんですか。

○生涯学習課長（上園信一） 子供からだったり、保護者からだったりですが、昨年度は子供からとなっております。

○11番（永野慶一郎） 新聞等、報道等あって御存じかもしれませんが、ユニセフが先進国を対象にだったと思うんですけど、世界の子供たちの幸福度調査というのがあってですね、9月の頭ぐらいに調査結果が出たんですけど、日本の子供って身体ですね、健康っていうのは38か国中1位と体は健康だということなんですけど、心の健康っていうのがもうほぼワースト2位くらいだったと思うんですよ。

そういった今子供たちも大変、そういった心の健康っていうのが、なかなか害されてるのかなっていうのを受けたもんですから、本市においてもこういった相談室があるんですが、利用件数が30年度はゼロ、昨年度も1件というような形でですね、本市においてはそういった心配はないのかなと逆に取れるんですけど、教育長、逆に本市においてその子供たちの心身の健康はどのような感じを取られてますか。

○教育長（丸山屋敏） 特に中学生は受験期になりますと、受験の悩み、親との関係ということで悩みはあります。

ただ、今電話の相談件数の報告がありましたけれども、電話をかける前に既に学校ではスクールカウンセラーあるいは学級担任が手厚い相談に乗っているんです。それでもなおかつ何か相談しにくいなという子供が、この窓口で電話をしたというのが昨年1件あるわけです。

そういうことですので、電話が少なかったからといって悩みがないということでもないし、またこの学校では電話をかける前に手厚い保護を、フォローをしているんだと、心のケアをしているんだということは学校からも報告もいただいていますし、また学校も定期的教育相談というものも設けております。

決算資料も出ておりますから、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーもろもろ

保護者あるいは子供たちの心のケアに当たっておりますので、悩みについてはあるけれども、それについて随時、その都度解決をしていっているのが現状です。

○11番（永野慶一郎） この相談窓口に電話が来ないってことは、まあいいことなのかもしれないですよ、だからって言って、要らないってわけではないんです。残しとかないといけない部署ではあるんだと、今のお話聞いて思いました。

できるだけそういった学校内で解決していただいでですね、またそれでも解決しないときには、この箇所残していただいて、子供たちの心のケアに努めていただきたいと思えます。

○13番（清水和弘） 180ページなんですけど、この教育振興費、ここに小学校外国語教育推進事業とあるんですけどね、現在、私はすごく小学校で英語を習うということはすごく大事だと思うんですよ。この場合、筆記が主なのか、カンバセーションが主なのか、どちらに重点を置かれとるんですか。

○学校教育課長（満枝賢治） 今年度から小学校におきましては、5、6年生が外国語科、3、4年生につきましては外国語活動というのが始まっております。

3、4年生の外国語活動につきましては、英語に親しむといいますか、コミュニケーション能力を高めるということで活動を重視した、どちらかという話、聞くを中心に入っていきます。

5、6年生になってきますと、今度は中学校へのつなぎというのも出てまいりますので、書くという活動も入ってまいります。そのような形で今、小学校外国語科が進んでいるところです。

○13番（清水和弘） 私は、この事業は本当、やっぱり日本人っていうのはもう何かこう外国語と思ったら引いてしまうんですよ。だから、小学生からこの外国語に親しむということは非常に大事だと思うんですよ。そういうことなんですけどね。

この今度は中学校になった場合、もう今後はセオリーの中に入っていくからちょっと入りにくいんだけど、そこに対するその5、6年生になったら筆記のほうもということだったんですけどね。

中学になったらもうテストがオンリーになるから、テストに偏ってしまうと思うんですよ。そこを、今のこの小学校外国語教育推進事業では、中学になったときに入りやすい環境、英語にですね。今まではちょっと壁があったように思うんですね。

いかにしてこの英語力を、これはもうただこの試験だけじゃなくして、やっぱりカンバセーションが大事だと思いますからね。そういった、これはもう英語力ですよ。それを上達させるために、何かもっと私としてはいろんな外国人と接触させること。発音が違いますよ、いろんな国で。

その辺をまだ何人の外国人が参加しとるのか分かりませんが、できれば多くの外国人と接触させることによって、その英語力っていうのは、カンバセーションというのは上達すると思うんですけど、その辺はどう考えていますか。

○学校教育課長（満枝賢治） 本市におきましては、現在、ALT、外国語指導助手がおります。1名おりますけども、全ての学校に行っております。

ネイティブな生の英語といいますか、そういうものに子供たちが触れる機会になっておりますけれども、このALTは非常に日本語も堪能です。ですので、子供たちとのコミュニケーションも非常に取りやすいという状況があります。

それと、SET加配というのがありまして、中学校の英語の先生が小学校に、専門の先生が教えに行くというそういう加配も本市はいただいております。

ですので、先ほど委員がおっしゃられました中学校に行っても英語嫌いをつくらないようにするために、小学校で十分英語に親しんで、英語の楽しさを味わわせて中学校につなげていく。

小中連携教育を本市も行っておりますけれども、その視点も入れて中学校の教員が小学校に行っても、英語の教員が教えたりという活動も取り入れながら、中学校への連絡といいますか、心がけていきたいと考えております。

○教育長（丸山屋敏） 課長の答弁に付け加えますけれども、今小学校から英語を始めたことに

よって課題は何かというと、小学校の先生に英語の専門がないんです。

つまり、小学校の先生は採用試験のときから英語というのはありませんので、そこで今、SET加配と言いまして、桜山中学校に特別に1人県から配置していただいて、この先生は桜山中学校に所属しておりますけれども、桜山中学校の英語の授業はしないんです、桜山中学校には別に英語の先生がおりますので。この先生は加配教員、特別にもらった先生で、どこに行くかということ、枕崎小学校と桜山小学校に行つて授業をします。桜山中学校に所属しているけど、自分の学校の子供たちの授業はしないと。つまりSET加配。

この背景には、今言いましたように小学校の先生に英語の専門がないと、だから中学校の先生をそこに配置するという事業です。

今、委員が言われましたように、今の英語学習は読んだり、話したり、聞いたりする英語ということで、それが今までの日本人の英語ではおかしかったんじゃないかということで、そういうところに力を入れておりまして、中学校の英語の職員にも英検を取るようにと県からも指定がありますし、また私たちもそれについて指導をしているところです。

委員が言われた総体的に英語の学習というのは、そうしたことで話したり聞いたりする学習に移っているんですよということです。

○13番（清水和弘） 私、フィリピンで小学校の教室に行ったことあるんですけどね。自分の国の言葉は使わせないんですよ、英語だけ。相当僕はびっくりしたんですけどね、そういう取組も必要ではないかなと。そのたった短時間ですからね。そのしょっちゅうするんじゃないかと、そしたら一生懸命なるみたいです。子供たちを見とったら。

そういうことも必要じゃないかと思うんですけどね、これはもう要望にしておきますよ。

○5番（禰占通男） 公民館費ですけど、当初予算に公民館の耐震診断分が130万ほど掲載されているんだけど、この決算書に出ていないんですけど、それについてはどうなってるんですか。

○生涯学習課長（上園信一） 公民館費での耐震診断につきましては、立神センターを行っているところです。

○5番（禰占通男） 立神センターを診断したということですか。

○生涯学習課長（上園信一） 診断を行っているところです。

○5番（禰占通男） それはどこに載ってるの、決算書。

○生涯学習課長（上園信一） 187ページ、地区公民館改修事業の1番目に立神センター耐震診断業務委託を122万程度の金額が出ているところです。

○5番（禰占通男） ということは、これ地区公民館ということですよ。そしたら、あとほかに残った本市の地区公民館というのは、今後どうなるんですか。

○生涯学習課長（上園信一） ほかの地区公民館につきましては実施していないと、立神センターだけをしたということです。

○5番（禰占通男） 今後はどうなるんですかちこと。

○生涯学習課長（上園信一） 今のところは、計画はございません。

○5番（禰占通男） 自治会の公民館もありますし、今、木造も耐震助成というのもありますし、人が集まるところは大体が耐震をしなけりゃいけないんじゃないですか。どうなってますか、たしかそうだったと思いますけど。

○生涯学習課長（上園信一） 地区公民館のうち、立神センターが一番古い建物だということで、耐震診断を行ったということになります。ほかの地区公民館につきましては、その診断の必要がなかったということになります。

○5番（禰占通男） 建築年数は幾らになるの、診断が必要ないちゅうと、昭和五十七、八年以前は必要なわけでしょう。

○建設課主幹兼建築係長（大工園昭則） 立神センターは、昭和51年建築の鉄筋平屋建てです。

床面積は288平米です。

今回の耐震診断の結果を申し上げますが、指標となる構造耐震判定指標というのが数値で言いますと0.6となります。これ以上あれば耐震性ありとなりますが、i s 値、今回、診断した結果、0.6に対して2.22という数値が出ました。これは、建物のX方向、Y方向どちらも同じような数値になっております。

この結果から、0.6に対して2.22以上ですので、大分耐震性はありという判断であります。そこで、ほかの地区センターについても同様の形態をしている建築年度が同じということで耐震性は大丈夫ではないだろうかという判断で、今のところ診断の計画はないところです。

○5番（禰占通男） そうすると、みなしでいいだろうということなんだけど、今人が多数集まるところの基準というのはどうなってるんですか。

今、実際言ったら、旅館業、ホテル業もだけど、集合施設、販売とかするところなんか結局強度がない場合はお金をかけて強度を増さないと使えなくなるわけでしょう。そしたら、それで廃業するところがいっぱいあるじゃないですか。

そして、今、係の人が2.22以上あるからほかのところも大丈夫ですなんて言ったところで当てはまらないんじゃない。防災じゃ何じゃち一生懸命やってるのに。どうなんですか。計画はしなくていいんですか。

○建設課長（松崎信二） 今、建築係長が説明したのは、ほかの地区館、ほかのセンターです。あと3か所あります金山センター、城山センター、別府センターになります。だから、同時期に建築しておりますので、大体基準も一緒ということで、耐震性はあると判断したということです。

○4番（沖園強） 決算報告書の193ページと194ページをお願いいたします。

教育費の中で、委託事業がそれぞれ体育施設、学校給食センター、海洋センターあるんですけど、専門的な業務等がありますのでお伺いしますが、体育施設の電気保守、消防設備点検、防火対象物点検、どんな形で委託してるんですかね。委託業者を選定するときのプロセスを教えてくださいたいと思います。

○保健体育課長（豊留信一） 総合体育館の電気保守点検委託ですけれども、これは体育館の自家用電気工作物の保安全管理業務を委託しております。各月1回、年次点検といって1回あります。

委託については、こういった専門的な資格を持つ業者に、こちらについては一般財団法人の九州電気保安協会をお願いしております。

それから、体育館・武道館消防設備等点検委託になりますが、こちらのほうは消防法の規定による点検になります。自動火災報知機、誘導灯、消火機器、屋内消火栓自動発電設備、蓄電設備等を点検いたします。こちらについては、こういった点検業務の行える市内の業者に見積りをお願いいたしまして、その見積額で契約をいたしまして委託をしているところです。

それから、総合体育館の防火対象物点検業務委託につきましても、同じように市内等のそういった専門的な防火対象物の点検のできる業者をお願いをいたしまして、見積りによって契約をして実施しているところです。

○4番（沖園強） その見積りは何者に出させるんですか。随契なんですか、毎年。

○保健体育課長（豊留信一） 今、そういう資料を持ち合わせておりませんが、2者以上の業者をお願いをして見積りを徴収して、一番安いところと随意契約を結んでおります。

○4番（沖園強） 学校給食センターのほうのそれぞれの委託はどうなってるんですか、調理、配送以外の。

○給食センター所長（豊留信一） 調理、配送以外の検査等の委託について説明いたします。

まず、グリストラップ清掃業務委託ですが、これは給食センターのグリストラップに沈殿している残材でありますとか、油が比重によって分けられるように分けて回収する設備になりますけれども、こちらのほうは、県内3事業所による見積りによって1者をお願いしております。

それから、衛生保守管理業務委託ですけれども、こちらは県内で複数の学校給食センターでの衛生管理の実績があり、ほかに細菌検査、管理提案ができる業者がないことから1者に随意契約をお願いしております。

それから、ボイラー保守管理業務委託ですけれども、こちらはボイラーの製造元といいますか、購入元の機械であることから1者で随意契約を行っております。これにつきましては、毎月の保守管理と年3回の保守点検業務も併せてお願いをしているところです。

それから、電気設備保守点検業務委託ですけれども、これは市内における実績のある3者による見積りで一番安いところをお願いをいたしております。

そして消防設備保守点検ですが、こちらも市内における実績のある業者による見積りで、安いところの1者をお願いをしております。

それから、空調機器保守点検業務委託ですが、これも設置業者ということで1者に随意契約をお願いをしております。

あとそのほかにも、この関係では大型の空冷機でありますとか、大型送風機の保守点検、フィルター清掃、室内の空調機器の清掃及びフィルターの交換等も年2回実施するような内容となっております。

○4番（沖園強） 設置業者、購入先の1者というのはもうしようがないことだと思っております。それで、2者、3者、4者程度で見積入札と、競争入札になるんですかね。見積りで安い業者のほうに指定しているということで理解できます。そうすると、もう一つは、海洋センターの樹木剪定委託はどういった委託をされておりますか。

○保健体育課長（豊留信一） 海洋センターのほうは保健体育課で管理をしているんですけれども、周辺の垣根がどうしても職員だけでは難しいということで、それを実施できる機械等も持ち合わせているということで、シルバー人材センターをお願いをして、そちらと契約を結んでいるところです。

○4番（沖園強） 委託料は委託費が毎年若干ずつこう上がってるものですから、そういったちゃんとした見積入札をしてるのかなとちょっと気になったものですから。

そうすると、その2者、3者、4者で見積入札の場合、最低額の業者になるんでしょうけど、1者態勢の部分で上がっているのはどう我々は受け止めればいいですか。

○保健体育課長（豊留信一） 海洋センター管理費の委託料につきましては、29年度から10万4,700円で、元年度が10万5,700円となっておりますが、シルバー人材センターと契約を結んでいる中で、人件費といいますか、シルバー人材センターの人件費の関係で、多少ですけれども1,000円ぐらい上がってるということと理解しているところです。

○財政課長（佐藤祐司） 委託料が平成30年度、そして令和元年度、若干上がっている部分につきましては消費税の関係、元年度については10月から10%となっておりますので、その部分も影響しているかと思えます。

○4番（沖園強） 反面、海洋センター管理人賃金は下がっていると。働き方改革の中で、管理人賃金が下がったのはどういった理由があるの。9万4,000円が7万9,000円になってるんですけど。

○保健体育課長（豊留信一） 海洋センターに職員を雇うんですけれども、期間が港まつりのカッター大会に向けて、7月下旬から8月の港まつりが終了して、そういう実質期間を期間として雇用をいたしております。雇用日数の関係で勤務した日分しか支払いませんで、雇用日数の関係でこのように下がっているところです。

○4番（沖園強） その雇用日数は年度によって変動があるんですか、7月、8月となっているんですが。

○保健体育課長（豊留信一） 港まつりのカッター大会に向けまして、小学校、中学校、一般の

方、高校生も含めてカッター教室というのを開くんですけれども、大体、7月の夏休みに入ってからの日数でやっていきます。そして、港まつりの大会の日が年によって8月の前半に来たり、最初の1週間、その関係で日数が変わります。

あと、ほかにも艇庫の管理の仕事とかもしていただいているんですけれども、そういう必要がない場合には休んでいただくということもございます。

○4番（沖園強） 体育施設の中で、施設の利用状況が武道館、野球場、庭球場は前年度より増えてるんですけど、ほかの施設が特に体育館等が3,000人ぐらい減ってるんですかね、3,000人以上ですね。ほかの施設が減った事情は何があるんですか、コロナ関係ですか。

○保健体育課長（豊留信一） 総合体育館のほうは、それから武道館もですけども、国体に向けた整備ということで、床面改修あるいは令和元年度は体育館の床、壁、客席の改修等を10月ぐらいから始めまして、年明け2月ぐらいに終わったんですけども、その期間、できるだけ広い競技場のところは利用するように配慮はしたんですが、そういった関係で少なくなっていると考えております。

○4番（沖園強） 塩浜グラウンド等はこういった事情なの。市営プールは分かります。塩浜グラウンドはどうなんですか、2,600人ほど減ってるんですけど。

○保健体育課長（豊留信一） 塩浜運動場の利用につきましては、グラウンドゴルフの方々が多く利用されております。それから、スポーツ少年団の野球でありますとか、あとサッカースポーツ少年団の方々も主に利用をされております。

この利用件数については、利用申請による人数になるんですけども、枕崎中学校の部活動でも利用してたんですが、今、野球場で練習をすることになって、枕崎の野球スポーツ少年団ですけども、それも以前までは小学校のグラウンドでされてたようですが、野球場を利用して練習とかされております。そういった関係で少なくなっているんじゃないかと考えているところです。

○4番（沖園強） その影響は、野球場が増えているということで捉えていいわけですか。

○保健体育課長（豊留信一） そういうことになるかと思えます。

○4番（沖園強） もう一点、地域振興推進事業、スポーツ交流拠点整備事業、この事業内容を教えてください。

○保健体育課長（豊留信一） 体育館の内部の工事になります。まず、玄関フロアの床面の改修、それと壁も張り替えております。玄関フロアについては天井も張り替えております。

それから、2階に上がる階段、階段の床も改修して、フロアについては滑りにくい材質で改修をいたしております。それから2階部分ですけども、2階部分は観戦席の部分に木製のベンチを設置しました。そして、床部分はカーペット状の床にして、今まではコンクリート張りだったんですけども、そういった冷たさ感がなくなるようになっております。あと、2階の客席のところの前のほうに手すりがついているんですけども、それも安全対策のために多少かさ上げをしまして、付け替えているところです。ほか、各部屋の内装、床、壁も改修しております。

○4番（沖園強） 今、もろもろ事業内容の説明があつたんですけど、これは1業者が全部のそういう改修事業を行ったんですか。

○保健体育課長（豊留信一） 工事の施工におきましては、建設課にお願いしてありますが、1事業者で行っているものと理解しているところです。

○4番（沖園強） これは競争入札。

○建設課長（松崎信二） 競争入札です。

○4番（沖園強） 電子入札。

○建設課長（松崎信二） 競争入札の電子入札です。

○4番（沖園強） 指名業者は何業者。

○建設課長（松崎信二） 今、手元に資料がないんですけども、この工事を一括で出せば

2,000万ですので、建築のAランクの7、Aランクは7者になると思います。

○4番（沖園強） 7者、これ補正、予算は何月に組んだんだっけ。何月議会だったの。

○保健体育課長（豊留信一） 昨年6月補正でお願いしたところです。

○4番（沖園強） 6月補正だったですね、入札はいつだったの。

○建設課長（松崎信二） 手元に資料を持ってない……補正が終わりましたら、補正後になると思いますけれども、そして内示が来ておりましたら、補正の次の月には出していると思います。内示が来てなかったら内示が来次第、発注していると思います。

それでは詳細について、建築係長が説明します。

○建設課主幹兼建築係長（大工園昭則） 入札日が分かりませんが、契約日が10月の1日となっております。

○4番（沖園強） なぜ、このことをお聞きするかというと、不用額が発生してないと。若干土木費なんかにもこういった事例があるんですけど、補正額と受注額が同額であるということで指摘しておきたいんですけど、総括でいいですから7者であれば、7者の入札状況をお示ししていただきたい。あとは総括でいいです。

○2番（眞茅弘美） 決算報告書に173ページ、現在の女性消防団員の人数を教えてください。

○消防総務課長（松田正知） 現在、女性消防団員は12名でございます。

○2番（眞茅弘美） 先日の台風10号で避難所のほうに職員と一緒に待機されたということで、全国でも今災害避難の際に、女性の視点ですごくいい対応したという評価が出ております。今回大変いい判断であったと思っております。

避難所は何か所で、何名ずつくらい待機されたんでしょうか。

○消防総務課長（松田正知） 1日目と2日目ともに3名でございます。

○2番（眞茅弘美） 何か、今回待機されて女性消防団に限らず、避難所で市民の方からですね、こういう対応されて非常によかったという声は聞いてないでしょうか。

○総務課長（本田親行） 今回は非常に強い勢力で台風が接近するというので、事前に第一避難所のほかに第二避難所と臨時避難所を開設したわけですが、そこで避難所の対応の職員が足りないということで、消防署のほうから女性消防団員も配置していただけたということで、配置をお願いしたわけですが、誠に申し訳ございませんけれども、避難所の運営のほうを福祉対策部ということで行っております。

今、担当の福祉のほうで、具体的にどういう話があったかということは申し上げられないんですけども、特段そういうトラブルがあったか、どこで活躍したとか、その辺についてはちょっと話は聞いてないところでございます。

○2番（眞茅弘美） 人員が足りなくてという対応だったんですけども、今後はどういう対応をされていけますか。

○総務課長（本田親行） 第一避難所8か所というのが、台風等の対応の場合の一時的な避難所になります。

今回は、先ほど申しましたように非常に強い勢力で接近して、多くの避難者がいるんじゃないかと、市としましても高潮被害等を踏まえまして、多くの方に事前に避難していただきたいということで、第二避難所も臨時的に開設したわけですが、災害の規模に応じまして、対応していきたいと思いますが、近年知る限りでは第二避難所まで開設したのは初めてでしたので、今回の避難所の運営等を参考に、今後また対応してまいりたいと考えております。

○2番（眞茅弘美） 分かりました。続きまして184ページの別府中学校のところなんですけど、武道館ガラス取替ほかとございますけど、こちらを詳しく教えてください。

○教委総務課長（宮原司） 請書等の中身が確認できませんけれども、通常の武道館のガラスの取替えですので、破損が発生したものと考えております。取替えを行ったということと考えて

おります。

○2番（眞茅弘美） 取替えほかとございますけども、何か電灯の取替えとかは一緒には行っていないですかね。

○教委総務課長（宮原司） ここにほかとなっておりますが、理科室照明工事、チャイム修理、武道館ガラス取替以外のものを全てほかということで表現をしておりますので、ほかに電気工事をしたとかというのはここでは分からないところでございます。

別府中学校は全部で21件のそれ以外、工事をやっております。全て修繕を行っています。読み上げたほうがよろしいでしょうか。

○2番（眞茅弘美） 武道館の修繕はこのガラス以外に、ほかになかったでしょうか。

○教委総務課長（宮原司） 令和元年度は、武道館においてはガラス取替えのみです。

○5番（禰占通男） 191ページ、2ページ、3ページにかけてですけど、この2ページには、保健体育総務費に社会教育指導員報酬2人分は載ってるんですけど、予算によるとこの青少年育成費、それと国民体育大会の推進費にもこの社会教育指導員の報酬額があるんですけど、決算について載ってるのはこの保健体育総務費の分だけあるんですけど、ほかの分は必要なかったのか、支出がなかったから載ってないのか、どうなんですか。

○生涯学習課長（上園信一） 社会教育指導員につきましては、それぞれ青少年育成費で1名、社会教育総務費で1名お願いしてんですけど、決算報告書の中には記載はないところです。

○5番（禰占通男） 記載はしてない、その何げ、一応予定では青少年育成費に165万、国体推進費にも169万ぐらい予算化の予定でなってるわけでしょう、これが結局、保健体育費総務費の分は339万程度が344万程度になってるんですけど、これでいくと各青少年育成費に指導員の1人分、国体推進のほうで1人分使われなかったのか、それとも必要でなかったのか、そこを伺ってるんですけど。

○保健体育課参事（松田勇一） 国体推進費につきましては、去年の補正で落としてゼロになっているところです。

○9番（立石幸徳） たくさんあるんですけど、総括の時間もありますのでね、一応予備費のところ、これ報告書には出てないんですけども、決算書の59ページですか、予備費充当が3件あるんですが。老人福祉センターのほうは福祉課長が来てませんのでね、これ総括で確認します。

農業費の284万8,000円、これ報告書を見るとクリーン堆肥センターと何か充当するんですが、この事情はどういうことだったんですかね。

○農政課長（原田博明） 枕崎市クリーン堆肥センターの発酵施設で使用しているホイルローダーでございますが、これについて平成26年度の資源リサイクル畜産環境整備事業で導入されたものです。

このホイルローダーにつきましては、毎年、法令に基づいた特定自主検査を実施し、適正に利用してきたところですが、昨年、突発的にエンジンの中に冷却水が混入してしましましてエンジンが始動しなかったと。このため、ホイルローダーのエンジン点検修理を依頼したところ、エンジン交換よりエンジン修理費のほうが多額の見積り提示があったために、エンジンの交換によるホイルローダーの修繕を行うものとしたところでございます。

この時期が9月の補正予算を提出した後に判明した関係で、当時、堆肥センターが繁忙期に入るといって、早急の修繕が必要となったために予備費で対応したところでございます。

○9番（立石幸徳） 平成26年にこのホイルローダーを換えたということですが、これ大体通常は何年ぐらいもつちゅうか、どういった使用期間中っていいまいしょうかね、そういうのではどんぐらいを見込むもんなんですか。

○農政課長（原田博明） 耐用年数が示されているものと考えておりますが、耐用年数は何年かということについては後ほど答弁いたします。

○9番（立石幸徳） それから、もう一点、この市民会館に120万6,000円、これも報告書とちょっと精査しますと防水工事、雨漏り工事をしたんですか。市民会館への予備費充当はどういうことだったんですかね。

○生涯学習課長（上園信一） 漏水がありましたので、漏水管盛替え工事と空調機改修を行ったところですよ。

○9番（立石幸徳） 報告書では、それは市民会館の何か説明が出てるんですか。ちょっと答弁が出ないですけど。市民会館のほうで整理して、この予備費充当ちゅうのはやむなく緊急な充当、その予算の配分ですよ。そういうものを何か、なかなか資料を見る話じゃないですよ。

全く特殊な形で工事をするわけですから、そんなもん資料を見なくても頭の中に残っとるはずですがね、早急に説明してください。時間もないんですよ。

○生涯学習課長（上園信一） 先ほども申しましたけども、漏水がありましたので漏水管の盛替え工事等を行ってるところですよ。

○9番（立石幸徳） どこの漏水ですか。だから、報告書には何を、それは出てないじゃないですか。

○生涯学習課長（上園信一） 報告書にはその分につきまして記載はしてないところですよ。

○9番（立石幸徳） 漏水ともう一点、何でしたっけ、空調か何かあるんですか。

○生涯学習課長（上園信一） 第1会議室の空調機が不調でしたので、その取替えを行ってるところですよ。

○9番（立石幸徳） 時期的なもの、つまり農政課長がね、クリーンセンターで言われましたけど、補正との関係のタイミングっていいんでしょうか、その辺の事情も併せて説明してくださいよ。

○財政課長（佐藤祐司） 時期的な面も含めまして、私のほうから説明したいと思います。予備費充用につきましては、市民会館は令和2年1月に行っております。

私の記憶によりますと、管理棟とホール棟との間から漏水がありまして、すぐに対応しないといけないということで予備費充用したと。それから、第1会議室の空調につきましては、貸館業務をしているところもあって、会議室を利用する方が寒いということでしたので、故障してその取替えを早急に実施しないといけないということで予備費充用したということでございます。

○9番（立石幸徳） あと、福祉の面が残りますけど、教育で時間、そんなに残ってないんですけど、177ページに教育講演会ということで県の教育課長山本課長をお招きし、講演会をされて非常に学力向上に努められているんですけど、私のほうから総務文教委員会、大体8月、各市内小中の学校視察をする中で、これまでは各学校の学力テストのいろんな状況を教えていただいて、市内の子供たちの学力がどうなってるか分かったんですけど、今年は学校視察もなかったし、何より今年の場合は全国学力テストちゅうのは、いわゆるコロナの関係でどうなったんですかね。あったんですか、なかったんですかね。

○学校教育課長（満枝賢治） 全国学力学習状況調査につきましては、今年度コロナの関係で行われませんでした。

○9番（立石幸徳） それで、学力テストがなかったんで、大体、今現在っていいんでしょうか、一番新しい学力状況っていうのは、なかなかつかめないんですけど、そのほかに何か今の児童生徒の学力状況、これも毎年度、10月か11月号の広報まくらざき等に掲載されるんですけど、それも多分ないだろうと思うんですが、現在の学力状況について何か私どもに教えていただけるものがあれば教えていただきたいと思います。

○学校教育課長（満枝賢治） 令和元年度の全国学力学習状況調査の結果で申し上げます。

枕崎市全体ですけれども、小学校6年生国語においては県の平均を上回っております。全国も上回っております。算数につきましては県を上回っております。全国平均からするとやや低いという状況です。

中学校3年生国語です。本市は県平均を超えております。全国平均からするとやや低いという状況です。数学につきましては県平均を大きく上回っております。全国平均からしますと若干低いという状況です。英語につきましては県平均並みということです。全国からすると低いという結果になっております。

○教育長（丸山屋敏） 令和元年度のものについては、市報でも報告をいたしました。令和2年度について、先ほどの全国学力学習状況調査はどうだったということでありました。

これは、コロナの関係で全国的に学校を休んだ学校が長期ありまして、範囲が絞れないということで、文科省のほうでは中止したわけです。しかし、全国学力学習状況調査の問題は送ってきましたので、枕崎は同一の日に小中学校、一斉に行いました。

県平均とか、全国平均とは比較はできないわけですね、ないわけですので。ただ、大体の学力の状況については把握しておりまして、細かな数字は分かりませんが、国語については80%ぐらいの達成率だったと、高かったと思ってます。数学は6割程度だったと記憶しています。

また、決算の総括のときにでも、午後持ってまいりますので、それについてはお知らせしたいと思います。

○委員長（東君子） ほかにございませんか。——ないようですので、消防費から予備費までの審査を保留いたします。

ここで1時10分まで休憩いたします。

午後0時3分 休憩

午後1時8分 再開

〔歳入〕

○委員長（東君子） 再開いたします。

次に、歳入の審査に入ります。

決算書の19ページから28ページまで、決算報告書の82ページから118ページまで、監査委員の審査意見書の4ページから12ページまでです。

審査をお願いいたします。

質疑はありませんか。

○9番（立石幸徳） 今度の地方交付税の関係の資料が出てたんですけど、今ちょっと探しているところなんですけど、昨日の財政課長の最初の説明で実質的な地方交付税、つまりそのいわゆる普通交付税と臨時財政対策債を合算した場合には、これは前年度より減るという意味なんですかね。その合算した場合のここ5か年ぐらいの推移をちょっと教えてほしいんですけど。

○財政課長（佐藤祐司） 普通交付税と臨時財政対策債の合算額の増減ですが、平成27年度が36億2,192万、平成28年度が33億6,900万、27年度から28年度は2億5,292万減少しております。

それから、29年度が32億4,308万9,000円、1億2,591万1,000円減少しています。平成30年度が32億6,213万3,000円、ここは1,904万4,000円増加しております。令和元年度が32億4,256万3,000円、1,957万円減少しているという状況です。

○9番（立石幸徳） それで今、実質的ということで推移を教えてもらったんですけども、結局、本市の交付税というのはどういうふうに捉えればよいのかちゅうか、というのは今度、市議会としても地方交付税の財源の意見書も出すように一応予定している部分もあってですね、特に令和2年度までは一般財源確保という意味では例年並みにいくんでしょうけど、来年度の一般財源確保というのはかなりいろいろ出てくるんじゃないかっていう感じがあるもんですから、いわゆる合算額をどう捉えればいいのか。

そして、その臨時財政対策債というのは、これまではこうして何とか減らそうと国自体ができて減少傾向にもあるんでしょうけれども、また来年度からはそういうわけにいかないんじゃない

いかというような気がするんですけど、なかなか先のことを言うのは難しいですけども、本市の場合のこの交付税の推移というものについて当局がどう考えてるのか、それを最後に聞いておきたいと思います

○財政課長（佐藤祐司） この臨時財政対策債は、平成13年度から制度が始まっております。

これまで交付税特別会計の中で、国、地方それぞれ借金をして地方財政計画の総額に合わせるように、地方交付税額をそこで補填してまいりました。

しかしながら、そのような状態にあると地方の借金が見えにくいということで、平成13年度から地方は地方で借金をするという形に制度が変わったものでございます。

それで、今、臨時財政対策債の積算につきましては、臨時財政対策債に振り替える前のまず基準財政需要額を算定いたしまして、そこから臨時財政対策債の分を基準財政需要額から差し引いて、そして振替後の基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いて普通交付税になるという形になっております。

ですから、先ほど申し上げましたように実質的な普通交付税につきましては、実際の普通交付税の交付額と臨時財政対策債を合算した額というふうに申し上げているところです。

それで推移につきましては、27、28、29と減少してきました。これにつきましては、過去に発行した公債費の交付税措置分というものの減少が大きいところです。

ただ、これについては、当然、歳出の公債費自体も大きく減少しておりますので、この減少が財政状況に悪い影響を及ぼしているかというところではございませんで、当然、歳出の公債費のほうがより大きく減少しておりますので、財政状況については好転をしてきたというところがございます。

それから、26年度から過疎債を発行するようになりまして、平成30年度から今度は過疎債の元金償還が交付税措置されるようになりました。それで平成30年度につきましては、29年度よりも若干増加したというところもございます。

いろいろ増減の理由はあるんですけども、今後、26年度から発行した過疎債の交付税措置分というのは増えていくだろうと考えております。

そして、令和2年度には地域社会再生事業費という特別枠も設けられまして、ある程度の需要額を確保したというところがございます。

しかしながら、今年度につきましては、昨年のうちに地方財政計画については計画をされてそのとおりに来たわけでございますけれども、来年度以降については、コロナの影響で地方交付税の原資となる国税自体も減少するであろうと見込んでおります。

国税の法定率分で、基本的には地方交付税の財源を賄うんですけども、それで賄えない分が大きくなるだろうと。そして、片や地方財政計画ではコロナ対策の影響等で歳出自体はそれほど減少にならないと、そうすると歳入と歳出の差引きである地方交付税で賄う分というのは大きくなるらざるを得ない。

原資がない中でそこが大きくなりますと、今、地方の財政健全化のために臨時財政対策債を減少させていくという目標があったわけですけども、どうしても借金に頼るといいますか、臨時財政対策債の比率が上がってこざるを得ない、その部分で総額を確保せざるを得ないというような形になっていくのではないかなと思っております。

○9番（立石幸徳） 今、財政課長が最後に言われた臨財債に頼らざるを得ない状況、これはもうおっしゃるとおりだと思うんですね、それを避けるっていいんでしょうか、そうならないためにはもう一歩、そのさっきちょっと言った法定率を引き上げる。

安定的に確保するためには、法定率を引き上げんとすまんということになっているんですけど、今現在の法定率、その法定率の推移ということではどういうふうに当局のほうはまとめているんですかね。

○**財政課長（佐藤祐司）** 今、国税の中で、所得税、法人税、そして酒税、消費税というものの一定割合が交付税の原資として交付税特別会計の中に繰り入れられております。所得税と法人税については33.1%、そして酒税につきましては50%、そして消費税につきましては19.5%ということになっております。

この率については、過去若干引き上げられたり、またこれまでたばこ税というのもあったわけですが、たばこ税自体は対象税目から外したりとかして、いろいろ変遷はしてきているところではあります。

また、最近では地方法人税というものが創設されまして、これにつきましては交付税特会に直入れするという形で財源の確保が図られております。

○**9番（立石幸徳）** ですから、まずはこの法定率を引き上げても、もう私も地方交付税が一番大きな歳入財源ですから、枕崎は特にですね、30億以上の。それで、率を上げてもらっても総額自体が見通しとして経済状況で減るわけですから、当然に率自体は上げてもらわんと、もうどうにもにっちもさっちもいかんというようなことを予想できるんですよ。

それで、そういう中で、全国的な動きとして、あるいは例えば市長会とあらかた財政課長のいろんなその研修会とかそういうので、少なくともこの所得、法人のいわゆる交付税の法定率、これどれくらいにしようとか、そういう要望を上げようとか、そういう動きっていうのはないんですかね。

○**財政課長（佐藤祐司）** 地方6団体、知事会ですとか、市長会ですとか、町村会、議長会、そのような会におきましては、定期的に法定率の見直しということで要望は出しているようでございます。

基本的に、法定率分だけでは地方の財源不足分を賄えないというのはそのとおりなので、その部分は地方としては要望をすべき点かもしれませんが、そうすることで、片や国の一般会計については、さらに借金をすることでほかの国の歳出を賄うということにもつながりますので、そのところはまた国のほうで検討していただければなと思っております。

○**4番（沖園強）** 監査意見書の5ページをお願いします。

不納欠損処分についてなんですけど、地税法に基づいての不納欠損処分ということで、ここに紹介されているんですが、倒産関係が件数で21件、人数で14名ということなんですけど、地税法の関係で5年時限措置をやっているんですが、この26年の前の23年、25年の部分の1件、3件はこれ倒産とは関係ないんですか。今、固定資産の部分でお聞きしております。

○**税務課長（神園信二）** お伺いしますけど、今お尋ねのところは監査意見書の5ページ、不納欠損処分の内訳の固定資産税の欄、23年の債権1件分、5,319円、これが倒産に関わる分かどうかというふうなお尋ねですかね、25年の3件と。

23年、25年の1件、3件が倒産に関わる分なのかどうかというところは、資料を事務所に戻って確認し直してみないと今ここではお答えできないところです。申し訳ございません。

○**4番（沖園強）** この倒産・破産の関係で、21件はどこに分布しているのかな。5年時限に至っていない27年度以降のところに関わってきてるのかな。

○**税務課長（神園信二）** 5ページ、不納欠損処分の理由の倒産・破産に係る21件分の金額342万7,800円の内訳でございますが、法人市民税1件、5万円、固定資産税19件、337万3,800円、軽自動車税1件、4,000円、合計の342万7,800円となります。

○**4番（沖園強）** ですから、それぞれの件数の21件は年度的にはどの年度の分が分類されているんですか。

○**税務課長（神園信二）** すいません、そこにつきましては原票をたどってみないと集計ができてないという状況です。

○**4番（沖園強）** それなら事業種的にはどういった部分があるんですか。法人が1件ですから、

あとは個人事業になっていくわけですよ。

○**税務課長（神園信二）** 今、さっと不納欠損の対象となったところを見ておりますが、一つは学習塾、一つは農事組合法人、一つは一般の商店、法人を組んでいる商店、あとは建設業等ありまして、ほかは個人等々もございます。

○**4番（沖園強）** 法人市民税が1件という中で、学習塾、農事組合、法人商店、建設業、何業者なんですか、法人は。

○**税務課長（神園信二）** 法人市民税につきましては学習塾でございます。

あと固定資産税等々が、農事組合法人が1法人です。あと建設業が今さっと見てるところでは3事業者ではありますが、それぞれ複数年引かかっている建設事業者もございます。

○**4番（沖園強）** ということは、令和元年度の倒産、破産の部分は、この4件だけということですかね。元年度分の不納欠損処分をした4件分だけということになりますか。

○**税務課長（神園信二）** 元年度分につきましては、建設業が1件、一般の方の固定資産税、亡くなられた方の分でお二方、お一人は3件とも相続放棄案件ということになります。

○**4番（沖園強）** ということは、元年度は倒産は1件だけだったということになりますか。

○**税務課長（神園信二）** 倒産が1件で、元年倒産が1件起こったということではなくて、もう倒産をしてしまった建設会社に係る分、それをずっと持ち続けてても、今後も税の収納の見通しがないと、もう見通しの立てようがないということで、不納欠損処分をさせていただいた分が過去に倒産した分の建設会社の分が1件あるということになります。

○**4番（沖園強）** そうすると、元年度に倒産した事業者はいなかったということになります。

○**税務課長（神園信二）** 元年度に倒産したその会社、法人の数ということになりますと、法人の登記の異動届のほうを当たらないと分からないんですが、心当たりがあるところでは、大きな倒産案件は税債権を抱えて倒産したというのは元年度中のものは、元年度にはまだなかったと、係争中というものは1件、今現在進行形で処理をしているところはありますけれども、元年中のものは大きな倒産というのはなかったと記憶しております。

○**4番（沖園強）** あと、死亡者と所在不明の追跡調査といたしますか、そういった部分はどうなっていますか。

○**税務課長（神園信二）** 当課、税務課の収納の担当が一番苦勞をするところでございます。滞納をされて、亡くなられて、固定資産税等滞納のまま亡くなられたと、そうなりますと、相続権をお持ちの方に債務が移っていきますので、それをどこからどういう家族構成でどういう状況なのかというのを全部当たらないといけないと、それは随時やっております。

先ほども相続放棄が3件あったというところがありますけれども、その相続放棄がなされたのかと、もし納めていただけない、相談しても相続放棄をしましたというお話があったときには、全ての相続権を持ってらっしゃる方の手続きがしっかり済んでいるのか。全て裁判所等々のほうにそういう申立てがされて認められているのかということまで追跡しております。

○**4番（沖園強）** はい、まあ大変でしょうけどぜひ努力いただきたいと思います。

○**11番（永野慶一郎）** 監査意見書のほうで1点だけなんですけども、9ページなんですけども、社会教育使用料1件ってこれずっと監査意見書に載ってきていまして6万7,140円ですかね、これ私平成27年度から監査意見書持ってるんですけど、その頃から載ってますが、これ時効って何年になるんですか。

○**生涯学習課長（上園信一）** 時効は5年になります。

○**11番（永野慶一郎）** 時効が5年つうと、これ平成何年度から未納になってる分ですか。私、27年度からの分を持ってるんですけど、そっから載ってるんですよ。

○**生涯学習課長（上園信一）** 平成26年11月15日の市民会館の使用料の関係ですけども、そこから未納で発生しているところです。

○11番（永野慶一郎） となると、もう今年度で時効を迎えるということになりますかね、来年、今度の決算ではもう不納欠損として上がってくる案件になりますか。5年ですよ。

○生涯学習課長（上園信一） 未納が発生してから、その利用者に督促やいろんな事務手続の進めておったところですけども、そこら辺もありましたので、丸5年になりますと、平成31年11月が丸5年ですけども、もう1年猶予をしているところで今年度末ですかね、不納欠損処分ができるのかなと思います。

○11番（永野慶一郎） 督促をしておったということなんですけども、連絡はついていたということですかね。支払いの意思等できていたのかを教えていただけないですか。

○生涯学習課長（上園信一） この方につきましてはいろいろ手を尽くしまして住所確認等をしましたけども、所在不明で郵便物が返送されたということで、最終的には亡くなられているようです。

○11番（永野慶一郎） いろいろ手がっていか、何ですか、郵便物を出したりだとか、こういったずっと残っているとまた大変かなと思ったんですけど、今年度末で不納欠損処分ということで分かりました。いつぐらいまで残っていくのかな、ちょっと思って聞いたところでしたので、かしこまりました。

○4番（沖園強） 報告書の88ページをお願いいたします。使用料、手数料の部分なんですけど、1の総務使用料からそれぞれ行政財産目的外使用料の部分があるんですけど、1の総務管理使用料はまあいいです。民生使用料と衛生使用料、農林水産業の使用料、商工使用料の内訳をお示しいただきたい。

○健康課長（田中義文） 報告書の民生費使用料の老人施設使用料の中の行政財産目的外の使用料のことでしょうか。これにつきましては、今老人福祉センターの中に利用者が使用するための自販機を設置しております。それに係る設置業者からの設置料ということで毎月頂いておりますその使用料になります。

○市民生活課参事（日渡輝明） 衛生使用料の行政財産目的外使用料の墓地駐車場3件でございますが、墓地駐車場におきまして、建設事業者が現場事務所として使用した案件の3件、6万1,653円でございます。建設事業者につきましては2社ということになっております。

○農政課参事（小湊哲郎） 農業施設等使用料につきまして報告します。公衆用道路、用悪水路部分の使用として、6件の2万9,224円と妙見センターの電話ボックスの使用料の240円と合わせて2万9,464円となっております。

○水産商工課長（鮫島寿文） 商工使用料の観光使用料の行政財産目的外使用料2万1,842円の内容ですが、火之神公園の中にありますプール売店使用料、その電気使用料ほか、自動販売機の電気使用料等が合計額2万1,842円となっております。

○4番（沖園強） 火之神公園のプールの自販機等は期間が限られて分かるんですけど、この福祉施設の老人福祉センターの自販機の部分の2万9,000円って、これ施設設置料で契約してるんですか、大体売上げでこう普通契約するところが多いんですけど。

○健康課長（田中義文） 老人福祉センター、健康センター内に自販機を1台設置しているところですけども、その電気料、使用料という位置づけで、毎月健康課で算出をいたしまして、その費用を電気料相当額ということで、使用料として頂いているところでございます。ですから、売上げとかには直接関係ないところでございます。

○4番（沖園強） 庁舎内の自販機はどうなってるんですか。やっぱり電気使用料なんですか。

○総務課長（本田親行） 同じように電気の使用料に基づいて頂いております。

○4番（沖園強） 普通、民間の場合、売上金に対しての契約になってるんですよ、その辺は契約の余地はないんですか。ちなみに庁舎内の自販機の契約は、電気料は幾らになってるの。

○総務課長（本田親行） 失礼いたしました。ただいまの電気料に基づいてというのは雑入のほ

うでした。土地の面積だったと思うんですけども、固定資産評価額を基に平米数で算出しております。

○4番（沖園強） 総務課、庁舎内は固定資産の評価額で算定、あと民生費、商工費の部分は電気料と、先ほども申しましたが民間の場合は大体売上げに対して何%なんですよ。

総合グラウンドの場合はどうなってますか、体育館とか。

○財政課長（佐藤祐司） この目的外使用料につきましては、枕崎市行政財産の使用料徴収条例、これに基づいて使用料を徴収いたしております。

使用料の基準となる評価額については、先ほど総務課長が申し上げたとおりで、それに加えて加算金として必要経費を徴収することができるとなっております、それについては電気電力料金等が列記されておりますので、それに基づいて電気料金を加算して頂いているということです。

○4番（沖園強） 個人事業者での部分を申すのもちょっと申し訳ないんですけど、個人事業者の場合は売上金に対しての契約料になってるのはもう事実です。そして、ある程度、1か月、ある程度の収入があるのも事実でございます。

年間、老人福祉センターで2万9,000円、こんなもんじゃないと思うんですよ。行政財産の目的外ということで、交渉の余地があるんじゃないですかね、この辺は。行財政改革の中で交渉、努力を重ねていただきたいということで要望に代えておきます。

同じ88ページの衛生使用料の墓地使用料、墓地区画が18件の新たな利用者が出たということなんですけど、これは全部で何区画あるんですか、立神を含めて、それぞれ区画数をお示してください。今回の新たな18件じゃなくて何区画あるのかと。

○市民生活課参事（日渡輝明） 市営墓地の区画数でございますが、犬牟田墓地2,496区画、川路墓地1,255区画、立神墓地559区画、合計の4,310区画でございます。

○4番（沖園強） この犬牟田、川路、立神、それぞれの空き区画は幾らあるんですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 犬牟田墓地につきまして空き区画は459区画でございます。川路墓地が256区画、立神墓地が287区画、計の1,002区画が空き区画となっております。申し遅れましたが、この空き区画につきましては本年3月末現在の数字でございます。

○4番（沖園強） 今後いろいろお寺の持っていらっしゃる納骨堂等に入られて、市営墓地と集落墓地等も含めて空き区画が大分増えてきていると、市営墓地の関係で空き区画になってないんだけど、墓守をする後継者ちゅうか、墓守をする方がおられないというような区画はどんぐらいあるんですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 現在のところ、管理されていない墓がどの程度あるかというのは、具体的な数字は押さえていないところでございます。

○4番（沖園強） その辺を含めて再度調査をしていただきたいということなんですけど、継承者不在でそういった無縁墓みたいな墓が非常に増えてきていると、そしてお寺さんによっては、納骨堂を新設するところもありますし、そして募集してるところもあります。

そういった関係で、非常にこの墓地の管理というものは、いろんな課題が残ってきているのかなと感じますので、ぜひ無縁墓みたいになっている、墓守をしていない区画等を調査していただきたいと、今回は要望に代えておきます。

○委員長（東君子） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で歳入の審査を保留いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後1時59分 休憩

午後2時10分 再開

〔総括〕

○委員長（東君子） 再開いたします。

次に、一般会計全般の総括に入ります。

審査をお願いいたしますが、持ち越した分がありますので、その説明からお願いいたします。

○総務課長（本田親行） 先ほどの4番委員の質疑で、総務管理使用料の行政財産目的外使用料の10万6,298円につきまして、その内訳について申しませんでした。建物評価額の7%に当たる7万3,709円とそれに電気使用料の実費額3万2,589円を合計した額でありますので、修正いたします。誠に申し訳ございませんでした。

○教育長（丸山屋敏） 午前中の9番委員から全国学力学習状況調査の結果についてというお尋ねがありました。令和2年度の全国学力学習状況調査は午前中申し上げましたけれども、全国的に一斉にできないという状況の中で、本市は7月22日に一斉に小中学校行いました。詳細につきましては、担当の学校教育課の係長に説明をさせます。

○学校教育課主幹兼学校教育係長（村岡和志） それでは結果をお伝えいたします。小学校国語67.4、小学校算数69、中学校国語80.6、中学校数学56.7、国語につきましては全国平均を上回っておりまして、課題となる算数、数学を、今回、昨年度比べますと低くなっております。

○教育長（丸山屋敏） 今、学校教育課の係長が申し上げましたけれども、今年是全国平均が出ておりませんので、県の平均も出ておりません。今、係長が申し上げたのでは令和元年度の全国学力学習状況調査の全国の平均と比べたときでございまして、例年、大体同じ傾向であります。

今年度は、小学校の国語と算数、中学校については全国平均あるいは県と同じか県を上回ったと思います。中学校の数学はやや劣っているんじゃないかと感じております。

その原因は、やはり学校差があるということです。学校が極端に1校落ちているとかありますので、今後この結果を見ながら、各学校指導していきたいと考えております。

○教委総務課長（宮原司） 午前中7番委員からお尋ねがありました空調機設置に係る普通教室につきまして御報告いたします。小学校が45、中学校が23教室となっております。

○農政課長（原田博明） 午前中の予備費の審査におきまして、立石委員からの質疑に対して保留した内容がありますので、答弁いたします。

枕崎市クリーン堆肥センターのホイルローダーの耐用年数であります。農業用設備ということで耐用年数は7年となっております。また、答弁で9月補正に間に合わなかったと答弁いたしましたが、7月2日に申出があり、9月補正では繁忙期の対応ができないこととなるため予備費で対応したものであります。おわびして発言を訂正いたします。

○建設課長（松崎信二） 午前中に4番委員から質疑がありました193ページ、スポーツ交流拠点整備事業の入札等について説明いたします。

入札日が令和元年9月24日にありまして、予算額といたしましては2,019万2,000円、当初設計額は2,019万1,600円で落札価格は1,958万円でありました。そして、予算に対する執行残額が61万2,000円ありますけれども、令和2年1月8日に請負額を変更しておりまして、変更請負額といたしましては2,019万2,000円となっております。

変更の内容といたしましては、現地の再調査によりまして塗装の薄れている壁の塗装面積の変更増に伴う増額となっております。この2,019万2,000円につきましては、県からの事業決定額と同額となっております。

○4番（沖園強） 今、説明を受けたんですけど、6月議会で2,019万2,000円の補正を組んだと、落札額は9月24日に1,958万であったということですよ。そして、変更申請を行って当初予算額に基づいた追加変更をやったということですよ。追加分については、入札は何者でやったんですか。

○建設課長（松崎信二） この追加に関しましては61万2,000円、当初請け負っております業者の方に変更で増額しております。

○4番（沖園強） うがった見方になるかもしれんですけど、我々適正な競争入札というものを

期待しておりますので、こういった形で決算書に上がってきますと、若干こううがった見方になってくるんですね。

そこで、例年もあるんでしょうけど、今年度に限ってお尋ねしてまいりますけど、決算書の40ページ、環境衛生費の工事請負費、予算額満額で支出済額、決算額になってるんですが、これは環境衛生費のほうでは工事請負費で決算額になってるのは、事業は幾つあったんですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 環境衛生費の工事請負費につきましては、旧と畜場の解体事業ということでございます。

○4番（沖園強） 旧と畜場1事業のみの工事請負費ということですよ。

○市民生活課参事（日渡輝明） 旧と畜場の解体1事業でございませう。

○4番（沖園強） この工事の場合は、入札参加業者は何者になるんですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 入札参加業者は9者でございませう。

○4番（沖園強） 落札額価格は。

○市民生活課参事（日渡輝明） 当初契約につきましては739万8,000円でございませう。後に変更契約を行いまして、777万6,000円で契約をしております。

○4番（沖園強） 議事進行上協力しないといけないですから、全て同じような形でお尋ねしてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

46ページ、土木費の砂防費、工事請負費、これも不用額は出てないと、この部分について説明をお願いします。

後の準備もありますので、47ページの道路事業費の工事請負費、それと48ページの住宅建設費の工事請負費、すみません、間違えました。住宅管理費の工事請負費、その4件について、同じ設問をお願いします。全て不用額は発生してないと丸めた数字になっておりますので、お聞きしております。

○財政課長（佐藤祐司） 具体的な費目の話ではないですが一般的な話として、予算額の範囲内で入札等執行して事業自体が確定しましたが、財源として地方債なんかを充てておりますので、最終的に地方債額を確定しないといけないので、確定額で予算額を落としていただくという作業もしております。

今、問われたものは全てそれに当たるかといえ確認はしておりませんが、残額はゼロになっておりますのは、確定事例、予算額を落として、歳入についてもちゃんと借入額と整理をするために、それは行っているところです。

○4番（沖園強） そこでお尋ねしますけど、全て変更申請を行っていると、設計変更をやっているということですか。

○建設課長（松崎信二） 全て変更を行っていると思っております。

○4番（沖園強） 今回、設計変更を行って、予算消化を図ったような形になってるわけですよ、今、財政課長の説明で大體理解できるんですけど。やはり我々の議会審査としては、果たしてこれ、公正な入札が行われたのかなというようなことも考えたりしますので、そうすると消費税分はどうなるんですか。全部1,000円以下を丸めてあるんですけど、消費税はどうなっていくの。

○建設課長（松崎信二） 消費税込みであります。

○4番（沖園強） 込みでしょう。その場合、消費税込み、その辺が若干こう理解に苦しむんですよ、やはり工事請負費であれば、普通、不用額が入札効果によって発生すると、今私が指摘したこの5つぐらいの事業については設計変更がなされたちゅうことで、それはそれで理解しておきますけど、やはりその辺が明確に分かるような工事発注の在り方であってほしいという要望に代えておきます。

○建設課長（松崎信二） 1点だけですね、砂防費のほうは県の急傾斜地事業です。県が急傾斜

地事業で県から内示額が来て、通常はその内示額内で事業をする。

そして、執行残に関してはもう一回再調査をして必要な部分について、変更を行って満額使用、国庫事業の道路事業であれば、執行残につきましては、事業促進ということで道路を延長したり、のり面工事であればのり面積を増やしまして、内示額3,000万なら3,000万、満額使うように変更で対応しております。

○4番（沖園強） 聞かんつもりだったんですけど、そういう補助事業関係で大体満額というような交付額に対しての対応なんでしょうけど、ほかの事業等でもそういうことがあると予算額に合わせて設計変更することは、あまり好ましくないのかなと思いますので気をつけてください。

○9番（立石幸徳） 先ほどの教育長の学力関係での説明ですね、7月20日に本市独自でテストをされたということで、全国平均を上回るという表現がありましたけど、鹿児島県自体が全般的にいろんな科目で全国平均から劣っていると、だから県平均を上回るというより、やっぱり全国平均を上回るっていうのが、本市のやっぱり学力向上の目標だと思うんですね。

私はもう県平均が全国の本当に一番下位っていいんでしょうか、全国最低ちいうような科目もあったり、ああいうのを見て、県教育委員会ももちろんですけども、県議会、何でこれ、特別委員会まで立ち上げて、鹿児島県の学力向上に努めないのか不思議でならないんです。

というのは、県下の学力が全国一番、尻のビリのところにあるというのは、これは学力だけに限らずいろんな方面に影響が出て、大体鹿児島県出身の新規採用っていう場合に、都会の企業が鹿児島県出身ちゅうことだけでは簡単に分かりやすく言うと、できが悪いということで不採用になると、採用しないということまで聞かされますよね。

そういうのをどれほど真剣に受け止めているのか分からんもんですから、枕崎市が向上するということは当然、県の平均も引き上げるという結果につながりますんでね、私は県内の学力をリードしていくぐらいの気迫で今後も頑張っていたきたいと、これは要望をしておきます。

それから、今度の決算委員会に第1期の地方創生の審議会、これまでの第1期分の総括の資料が出されております。今まで事あるごとに、地方創生の取組を議会でもいろいろお尋ねしたり、特にこの間、第2期の計画を立てるときもいろいろ質問もしたんですけども、こうして1期ですね、全て最終的に総括という形で全部言える時間もないんですけど、ざっと見ると特に11ページ辺りの枕崎への新しい人の流れをつくる、これなんか全て未達成、全然達成できていないですよ、むしろ昨日もちょっと移住・定住のところでも申しましたけれど、どんどん後退していつているような部分もあるわけです。

この2番目の都市からの転入者を増やしますつたって、初年度の平成27年から28年にはちょっと上がっておりますけど、あとはずっと22人、9人と計画期間内で減少しているっていうのも、こうまあ、そのとおりのことを書いてるんですけどね。

全体的には後細かい点、もう一点触れますけれども、第1期地方創生というのは、第2期計画をつくる時も思わしくなかったんだという漠然とした表現を申しましたけど、こうして資料としてですよ、審議会に出したときに審議会の皆さんの全体的な総括といいたいんでしょうか、それはどういう意見なり、どういうまとめになってるのか、それを全体的に聞いておきたいと思います。

○企画調整課参事（堂原耕一） 去る8月27日に本年度の第1回目の地方創生総合戦略審議会を開催いたしまして、今回の審議会のテーマといたしまして、今回資料として提出しております令和元年度に取り組んだ各総合戦略事業の効果検証、そして5年間の計画期間が終わったということで、過去5年間の総括の資料、今総括の状況を基に委員の皆様から様々な御意見を頂戴したところでございます。

頂戴した御意見の中身を総体的に概要を申し上げますと、まず柱ごとに申し上げますと、1つ目の雇用に関する柱、枕崎市で安定した雇用を創出するといった部分については、KPIについてもそれなりの効果が上がっており、各事業についても地方創生に資する事業の取組がなされて

いたのではないかと委員の皆様からの概ねそういった意見が寄せられていたところですが、今9番委員から御指摘のありました2つ目の柱、枕崎市へ新しい人の流れをつくるの部分につきましては、第2期の総合戦略の策定の段階から再三お伝えしておりましたが、本市の人口の減少と申しますのが、第1期総合戦略で見込んだ数字よりも、想定以上に人口の減少が進んでいるという、その状況を明らかにKPIの状況も表しているということで、委員の皆様からの意見というか、御指摘として、想定以上に人口減少が進んでいる状況がこのKPIに表れていると。

ですので、今後、今現在スタートしている第2期の総合戦略におきまして、移住・定住策の充実や地場産品、観光資源など、様々な枕崎市の価値を磨き上げて、人を呼び込むような取組を一層進めてほしいという御意見、厳しい御指摘が寄せられたところです。

その他、第3、第4の柱におきましても、KPIの達成状況はあまり思わしくないという、例えば第3の若い世代の結婚・出産・子育てに関しましても、これも取り組んでいる事業としてはすごくいい取組をしているという御評価ですが、地方創生に位置づけた取組が充実してなく、地方創生事業としての取組が薄いのではないかと御指摘をいただきましたので、これに対して私どもも、第2期におきましては切れ目のない子育て支援、そして教育の価値の充実というところを目標に掲げて、これまで以上に充実した取組を進めていきたいと考えているところであるというようなことを説明したところでございます。

総体的な評価といたしましては、今申し上げましたとおり個々の取組としてはそれぞれ効果が上がっているということの一定の御評価をいただいたものの、全体として特に人口減少の部分に関する指標が想定以上に進んでいるということが表れているというところで、これについては第2期でしっかりと取り組んでいただきたいというような御評価をいただいたと受け止めております。

○9番（立石幸徳） 今、第2期を進める中でも、また地方創生の在り方ではいろいろ発言する機会があると思いますので、もうこれ以上は踏み込みませんが、具体的にもう一点ですね、この総括の3ページ、ふるさと特産品新展開・新技術チャレンジ事業ということで⑬番の事業の総括ですね、これは地域産業競争力強化に向けた枕崎漁港活性化事業として、いわゆるコンテナヤードを、この地方創生の事業でずっとやってきて、基礎調査を実施したというところで終わってるんですね、ところが30年度以降ですか、この事業に関する取組というのは全然進捗されていない。特に⑭で第2期総合戦略での位置づけは空白、書いてない。

それから、一番私がこれどういうことかというのは外部有識者からの意見、特になしってなっているんですけど、これは非常に今後コンテナヤード、コンテナ施設をどうするのかという、今現在の市長も公約として一番最大項目として掲げてるのが、地場産業の産業競争力を高めるということなんですけども、この事業は私もこれまでも聞いたんですけど、今後総括のところに出てますからはっきり答弁、説明をしていただきたいんですけど、今後これはどうなるということなんですかね。

○水産商工課長（鮫島寿文） 総括の10ページにありますコンテナ取扱施設の今後のこと、また第2期で位置づけがないということですが、28年度、29年度に枕崎漁港の活性化事業ということで基礎調査をメインにしまして、実証実験までしたところです。

この中の評価、結果としましては今そこにも少し書いてありますが、海外まき網漁業において、将来的に中西部太平洋の海域の島嶼国の排他的経済水域内での操業においては非常に厳しい状況もございましたので、また冷凍運搬船の老朽化等で隻数が減少するであろうということで、このような取組をしまして、コンテナを持ってきて、それを取り扱う施設を枕崎漁港のほうにできないかということで、調査、実証運航等をしたところですが、現在、30、31年度まで令和元年度、そして本年度におきましても、コンテナの取扱施設といいますのは、かつおぶし製造業における原魚であるカツオの調達方法の一つの選択肢として今でも検討しているところですが、現在の状

況を言いますと、コロナ禍の中において、船上での転載とか、また現地への寄港、そういったものが制限をされている中におきまして、ストップしてるところでございますが、今カツオ船の入港に関しましては冷凍庫の問題もございまして、この当時から冷凍・冷蔵庫の施設の整備も必要ではないかという、並行してやっておりましたが、まずそちらを先行していきたいということで、関係者で冷凍庫整備を進めていこうということで、これまで取り組んできたところです。

国の漁港計画の見直しがされまして、今年度できれば設計をして、来年度以降、工事に当たると、予定で1万トンクラスの冷凍庫を、冷蔵庫等を枕崎漁港に設置をしたいということで考えているところです。

そうした中で、コンテナという一つのカツオの原魚の輸送方法というのもございましたが、まずは冷凍運搬船や海外まき網船の確保を当てるに、その入港、そういった水揚げを確保するに当たって、そちらのほうの整備を進めている、検討を促しているということで、今後も引き続きコンテナの取扱施設につきましては、この調査事業でも外港のほうに一画を予定しておりますので、そこはまた引き続き、選択肢としてコンテナ取扱施設、国県通じて検討はしてまいりたい、業界の方ともそういった方向で検討していくということで、選択肢の一つで入れてあるところでございます。

○9番（立石幸徳） これまでのコンテナヤードへの取組が、非常にある意味で華々しくて広報まくらざきにも大きく、非常に明るい方向に進んでいると、あるいは県知事、国会議員等も動員していろいろ動いているというその後、もう全然市民に対して動きちゅうのはここ数年、もういつだったか知りませんが、この二、三年は全然そのコンテナヤードという事業の市民へのアピールはなされていないですよ、はっきり言わせてね。市民にあれどうなったのと、市民と議会と語る会でも何人かの方からこの件は聞かれてるわけですよ。

ですから、少なくとも今水産商工課長が言われたようなですね、こういうものはちゃんとまだずっと引き継いでやっているならやっていると、どういう方向性に行く、そういうことの市民への説明なり、何らかの機会にその辺の説明は、私は必要なことだと思いますよ。それは要望しておきます。

それから、これ全く別件、昨日もお尋ねしました塔切地区の関係の工事、この件についてきちんと総括、まとめをさせていただきたいんですが、昨日、農政課長あるいは最終的には副市長も今後残された工事部分については、相手方と話し合って取り組むんだと明言されました。

まず、この工事の工期、期限ですね、これはどうなってたんですか。それから、450万の予算でしたけど、受注価格は幾らだったんですかね。その点から具体的なことから、昨日は全然聞いておりませんので教えていただきたいと思います。

○農政課参事（小湊哲郎） 当初契約につきましては、8月末の入札で9月4日に契約をしております。工事着手日、令和元年9月9日から令和元年12月27日までの設計額281万6,000円に対して、請負契約額が275万円となっております。

○9番（立石幸徳） そうすると、工期は期限として12月の27と、この確認でよろしいんですね、そうすると12月27日にはこの工事は終わったんですか、終わらんのですか。

○農政課参事（小湊哲郎） 当初の完成日は令和元年12月27日として当初契約をしておりますが、工期の変更を12月12日付で1月31日まで、145日間の変更をしております。

○9番（立石幸徳） じゃあ、変更をして1月31日に工期の期限を切った。これは1月31日には終わったんですか。

○農政課参事（小湊哲郎） 契約変更につきましては4回変更しております。先ほど第1回の変更について説明しましたが、第2回の変更を令和2年1月20日に行っております。そのときに工期を2月28日までとして工期の変更だけしております。

第3回の変更につきましては、令和2年2月21日に工事内容の変更及び工期の変更として、

令和2年3月31日まで工期を併せて変更しております。

その後、第4回の変更として構造物の撤去、排水管の敷設等工事を行い、最終の変更として339万4,531円で工事の内容の変更を行ったところです。

○9番（立石幸徳） 工期を変更4回してるちゅうわけですけどね、当然工期設定を変更するにはその工期にきちっと竣工ていまいしょうか、工事は終わるだろうと、また終わらさなきゃならんですよ。そういう意味で期限というのを設定するわけですよ、そうじゃないんですかね。

それで、何で、例えば第1回の変更、1月31日に工期を切ったのか。それは、当然それまでに終わると、また終わらせてもらわんといけないということでそういう設定をすると思うんですよ、それが2回も3回も繰り返してる。そして、その最終的に当初の277万ですかね、この請負金額でスタートして339万になったのは、これはどういう事情なんですかね。

○農政課参事（小湊哲郎） 当初の請負契約金額は275万円で、最終的に339万4,531円となったのは当初の目的でありました構造物の撤去工事並びに工事の期間中に交渉を行い、その交渉の中で追加した農道部の掘削、埋戻し等について、その部分を併せて既設水路内の補修工事、下流側の排水管の敷設工事として、最終的な工事の内容ということで変更を行い339万4,531円の変更契約を行ったところであります。

○9番（立石幸徳） その増加部分、六十数万になると思うんですけども、これは今いろいろ工事内容を言われてますが、誰が見積もって、どういう算定根拠になってるんですか。

○農政課参事（小湊哲郎） それは工事を進めるに当たり、相手方との要求内容等も考慮して、行った部分を適正に積算をして変更したところであります。

○9番（立石幸徳） 適正にちって言わざるを得ないでしょう。公共工事というのは執行者、発注側が適正に見積もりましたってこれ、公共工事は成り立ちませんよ。設計変更とか契約変更というのは公共工事にはしょっちゅう起きますよ。ただ、その際しっかりとですね、いわゆる公共工事の標準請負契約約款というものに基づいて、そういう標準的なものに基づいて、いろいろな請負代金の変更方法とかいろんなものが定められているわけですよ。どんどん工事をしながら相手方と話し合っ、その工事が、金額が変わると、この辺については、我々はどういうふうに理解すればいいんですかね。

そして、この金額の支出命令ですね、これ財政課長にもお尋ねしたいんですが、これは日時とその金額、幾らでその請負業者に支払ってほしいちゅう伝票は、きちっとした支出命令にのっった形で、それぞれの担当課でいつ受け取って、いつ会計課のほうまで回ってるのか教えていただきたいと思います。

○農政課長（原田博明） 支出命令につきましては、最終的に第4回変更契約を締結してから、負担行為と支出命令を実施したところがございます。

○9番（立石幸徳） その期日ですよ、きちっと質疑にきちっと答えてくださいよ。

○農政課長（原田博明） 負担行為また支出命令につきましては調べていますので、しばらくお待ちください。

○9番（立石幸徳） それから、先ほどの工期の件でですね、4回この同じ工事で、工期を変えてるわけですね、12月27、2回目が1月31、3回目が2月28、そして最終的に年度末の3月31ですね。これはその度にその受注側とは契約書を取り交わしているんですか。

○農政課参事（小湊哲郎） 変更契約の度に請負変更契約書を締結しております。

○9番（立石幸徳） そうすると、この先ほど私が紹介した公共工事の標準請負契約約款、これに基づいて最初の1月31日までの請負金額は幾らになってるんですか。各工期ごとの請負金額も報告してくださいよ。

○農政課参事（小湊哲郎） 第1回変更、12月12日に結んだ変更契約は工期の変更のみであります。同じく第2回変更についても、工期の変更のみ行っております。3回目の変更で土留め工

等の変更、交通誘導員等の内容を変更して、工事内容の変更と工期の変更を行っているところで、最終的に、工事の出来形に応じて工事内容の変更を第4回変更として締結しているところがあります。

○9番（立石幸徳） 私が聞いているのは金額ですよ、請負の。

○農政課参事（小湊哲郎） 当初契約につきましては275万円、第1回変更と第2回変更は工事費の変更はありませんので275万円、第3回変更で先ほども申しましたが、土留め工等の変更、交通誘導員等の内容変更で284万6,679円として増額変更を行っております。第4回変更で、最終的に339万4,531円として請負工事費を確定したところでもあります。

○9番（立石幸徳） こう同じ工事ですよ、もちろん工事をする中身が若干の違いがあるかもしれないかもしれませんが、これほどですね、工期もそれから請負金額もな、公共工事においてですよ、変わっていくちゅうのは私は聞いたためしがないですよ、はっきり言って。聞いたためしがないからちゅうんじゃない、これはそれで最初言いましたように、私が今まで細かく聞いているのは、その一応元年度の339万の工事で終わりじゃない、まだ残されているんだと。

これからの分についてはどういうその話合いをするということなんですけれども、これはどういう形で請負業者、あれを含めてですよ、進めていくことになるんですかね。全く別な業者にまたお願いするちゅうことにはならんと思うんですけどね。

○農政課長（原田博明） 今、当初に計画いたしました工事について若干合意ができなくて残った工事があります。その工事内容について現在、相手方とどういう工事をするということで協議を進めているところでございます。その協議が整い次第、早急に工事に入りたいと考えているところです。

○9番（立石幸徳） 年度末が終わって9月15日ですけど、半ば、このおおよそ6か月間のうち、この件でいわゆる正式にその協議というものは持たれてるんですか。

○農政課長（原田博明） 協議につきましては、担当課はもちろん市長も出向いて相手方と話をしているところです。

○9番（立石幸徳） 公共工事ではそれは出向いてって、きちっと協議をした期日を教えてくださいよ。

○農政課長（原田博明） 期日まではっきり説明できる資料を持ち合わせていません。

○9番（立石幸徳） その期日をきちっと記録してないのに協議をしたなんて言えないですよ。

○農政課長（原田博明） 現在、ここにその資料を持ち合わせていないということでございます。

○9番（立石幸徳） まだちょっと時間ありますから、誰か頼んで、その農政課から持ってきてくださいよ、協議記録を、それまでは別件でもいいですから一応保留しておきます。

○3番（上迫正幸） 決算資料の84ページ、その上の段に種別と台数といって、台数と種別を書いてあるんですが、2番目の軽四輪乗用、これ自家用だと思います。6,860台、その隣一番上の軽四輪乗用、これ営業だと思いますが、これ1台となっておりますが、30年度の資料を参考にしていたところ、この数字が軽四輪乗用の自家用が30年度は1台、軽四輪乗用、営業のほうは6,883台となっておりますが、これはどういうわけなんですか。

○税務課長（神園信二） 大変申し訳ございませんが、昨年度の数値が軽四輪乗用の営業車の数と軽四輪乗用の自家用車の数を入れ替えて、昨年度の決算書の表記が入れ替わっております。今年度の表記が正しい説明でございます。すみません、おわびを申し上げます。

○3番（上迫正幸） はい、分かりました。それではもう一点、145ページ、がん検診事業なんですけど、令和元年度乳がん検診の対象者が130人、受診者が25人となって、去年と、30年度と比較すると対象者が前年、30年度は8,374人、そして受診者が1,370人というふうに、何で今年はこんなに少なくなってるんですか。

○健康課長（田中義文） がん検診につきましては、基本的には毎年度実施するというふうに本

市では組んでいるところですが、乳がん検診については全国的にも2年に1回でいいというような考え方が示されておりまして、本年度につきましては基本的な40歳以上の全女性を対象にした検診は2年に1回取り組んでおります。

それと、ここに記載してあります130人というのは、無料クーポン券事業ということで40歳に到達した人だけに対して実施をしているということで、この無料クーポン券事業は、ここ数年、毎年やってきているんですが、全40歳以上の女性を対象にした乳がん検診については、2年に1回とこれまでもこのような形でやっておりますので、どうしても1年ごとでするのでそういう影響が出てしまっているところです。

○委員長（東君子） ここで10分間休憩いたします。

午後3時8分 休憩

午後3時22分 再開

○委員長（東君子） 再開いたします。

○5番（禰占通男） 報告書の138ページなんだけど、子ども・子育て支援対策経費として上がってますけど、この子ども・子育て支援事業計画について、ちょっとお伺いしたいと思います。

法律も改正されて、本市も新しい冊子なんか私ももらったんですけど、この子ども・子育て支援法の改正によって、本市のいろいろな対策、先ほどから地方創生についてもKPIということで、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるというこの結果も出ています。

その中で、先ほども報告がありましたようにKPI、何ていうか、計画未達成ということで載ってるんですけど、本市が新しい計画に沿って向こう令和6年度までになってますけど、幼児教育・保育の無償化ということは3歳から5歳まではもう実施されていますけど、またコロナ対策でいろいろ利用が上がった放課後児童クラブの受け皿の拡大も何かもう出されていると私は思っております。

それと、待機児童はもともと以前からなかったということで、そうした場合は新しい計画に沿って、今後どのような方法ちゅうか、対策を立てていくのか、大まかでもいいですから、それをちょっと伺いたいなと思っております。

○福祉課長（山口英雄） 今、5番委員が御質疑のとおり今、子ども・子育て支援事業計画の第2期の計画を策定いたしまして、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画でございます。

今後どのような施策を講じていくのかということでございますけれども、先ほど企画調整課の参事が地方創生の関係で答弁申し上げましたけれども、妊娠、出産から子育てまで切れ目のない施策の充実といったことも市長が申し上げておりますので、そういった観点で、これまで本市としましては、例えば乳幼児健診の部分とか、非常に他市がやってないような特色のある部分もやっておりますけれども、その切れ目のない施策として、今年度コロナ対策で地方創生臨時交付金、コロナ対応で新生児に対する5万円の給付費というのを実施しましたけれども、こういったものを今後も継続してやっていくということで、これまで弱かった出産時の支援っていうのを新たにやろうと考えておりますし、それから教育面での特色を出すということで、本市の特色を生かした1小1中、各校区に1小1中、そういった形態も生かした特色のある教育で、これで他地域との差別化を図るといふふうに市長もこれまで御答弁申し上げておりますので、そういったことで経済的な支援ばかりではなくて、そういった子育て、総合的な子育ての環境の充実といった質的な面も含めて、今後、具体策を講じていきたいとは考えております。

○5番（禰占通男） 前から新聞にですよ、2015年から19年度まで5年間で、乳幼児が0.9%減少していると、そうすると2060年度にはもう乳幼児いなくなると、ショッキングな論説がありまして、私はショックだったんですけど、これから40年後ですよ。

そうすると、今地方創生といって旗振り役をした首相も代わりました。皆さんも御存じのように、そして明日ですかね、任命されるんだけど、そうやって、その後を継ぐ人が官房長官だとい

うことで、あまり路線は変わらず踏襲するということもおっしゃっています。

そうした中で、この地方創生という言葉はいいんだけど、実質的に何をするかというと、もう地方の人口減対策ですよ、一番の問題は。そしたら、東京付近もまあ新生児が少ない、地方で生まれた者が東京に一極集中していくと、それが一番の問題であって、いかにして生み育てたところにとどまってもらうかということだと思っんですよ。

やはり、それをするにはやっぱり地方の産業、やはり雇用の場、やっぱり所得の倍増を目指さないと、これは実現できませんよね、皆さんも御存じのように、そうした場合、今課長がおっしゃられましたように、やはりこの子育ての問題で環境の充実、まあ整備ですよ、これが一番の問題かなと思っております。

そして、あと就労の改善、充実だと思っんですけど、そうした場合、本市の実行事業にも前からあります就労について補助金っていうか、就業支援ですか、資格を取るのも、事業もありますよ、実際、実施されている。

やっぱり、そういったところを充実して、子育てに役立てて、そういった支援を数多く支援策を打ち出してもらいたいと思っんですけど、今これは決算ですけどそういった中で地方創生の結果も出ていますけど、今後、今課長も言いましたように環境の整備とかそういうので、今後新しい施策、そういう取組ちゅうのどのようになってるんでしょうか。

○企画調整課参事（堂原耕一） 今、5番委員がおっしゃられた内容と申しますのは、まさに地方創生の取組、本市が策定いたしました第2期総合戦略で目指そうとしている方向性に対する取組と合致してくる部分であると考えております。

まず、雇用の創出を地域経済の循環というところに着目して、雇用の創出を図り、そして新しい価値をつくり、新しい人の流れをつくって、そして切れ目のない子育て支援を行って、結婚・出産・子育ての希望をかなえ、魅力的な地域をつくるということが、まさに目指すべきところであると考えております。

まずは、今年度からスタートいたしました第2期地方創生総合戦略に45事業を掲げておりますが、これらについて着実に進めていきながら、当初から申し上げているところでですけど、本市を取り巻く事情というの、特に今コロナというような状況もありまして、どんどん変わっていくところはあるかと思いますが、そういった状況に対応していくという意味でも、その計画の中身というのは、そして取り組むべき事業というのは、必要とされる事業というのはどんどん変わっていくかと思っんですので、そういったその変更というところも積極的にいながら、取り組んでいきたいと思っっております。

一例を挙げますと、先ほど福祉課長からも説明がございましたが、第2期戦略事業に掲げた取組の中で、当初には上がってなかったんですが、今回つくりました総合戦略の中にも検討中の施策というもののの中に子育てに温かい地域の創出をしていかないといけないというところで掲げておまして、その中の取組の方向性の一つとして、新生児に対する商品券の給付といった事業にも、地方創生臨時交付金というきっかけがあったというところもあります、それを今後も継続して取り組んでいくという計画でもございますので、そういったように、どんどん新しい施策にも取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○5番（禰占通男） 今、地方創生の部分から回答がありましたけど、この地方創生と子ども・子育て支援事業計画、これは一体というか、離せないような部分ですよ。文面をちょっと変えたら地方創生にもなる、地方創生を変えたら、またこの子ども・子育て支援の事業にも変わるような内容を見比べると、私はそう思っっております。

そうした場合、やっぱり環境の充実ということは、この今冒頭、課長が申しましたように新生児に対して5万円の今度のコロナ対策で事業を行ったと、そういった場合、経済的支援、そしてあとは就業支援もさっきも申しましたけど、最終的には今、日本中というか、貧困対策というこ

とで一番大きな問題になってると思うんですね、やはりこれに真正面から向かって、どの程度、貧困の状態というのを私は分かりません。アンケート結果の状態でも100%回収できてない部分があります。

そういった場合、どこまで貧困なのかということが、そういう情報があれば教えてもらいたいし、また100%答えなかった、回答者の中の十何%、二十何%中にどんだけそういう貧困状態にある方がおられるのか、やっぱりそれも分からないので、やはりそういった対策に対して漏れない施策というのをお願いしておきます。

本当に、そしてあとまた12月、あと新年度となると思いますけど、それなりに私も資料を集めてそのときまた一般質問なりをしたいと思います。その対策はよろしく願いいたします。

○11番（永野慶一郎） 決算報告書の141ページの家庭児童相談室における相談件数っていうことで、この表を昨年度の決算書と見比べたときに、令和元年度の相談件数86件、30年が25件でございました。

この中でも、特に学校生活等っていう、あと家族関係というのが前年度と比べると、学校生活が4件だったのに対して32件の相談、家族関係の19件だと27件の相談と大幅に増えております。

午前中に教育委員会のほうでも電話相談・心の悩み110番っていう相談窓口であるということで質疑させてもらったんですけども、福祉関係の学校生活等というこの相談なんですけど、教育委員会のほうで昨年1件だったということで、学校においてソーシャルワーカーとか、カウンセラーがいらっしゃるということで、大方学校でそういったのを解決しているというような答弁がございましたが、この福祉課の相談室に寄せられる学校生活等の相談というのは主にこういったものがあるんでしょうか。

○福祉課長（山口英雄） この家庭児童相談室における相談件数の中で、学校生活等というのは個人名は申しませんが、母親が日本語で意思疎通ができなくて、いろんな通知が来てもその内容が分からないと、そういったことで、まずこれはどういうふうに対応したらいいんですかっていう相談が家庭児童相談室に頻繁に来られますので、そういった内容でございます。

○11番（永野慶一郎） 件数は86件ですけども、利用人数とするとまちよっと違ってはくるのかなと思うんですね。1人の人が10回来たら10件ってカウントされるわけですから、そこは承知いたしました。

実は、私が3か月ぐらい前だったんですけども、とある方と昼食時間に一緒になってですね、今日市役所の相談室に行ったら休みだったもんだからと、何度か行ってるんだけど話を聞いてくれないかということで、私も限られた時間の中で30分くらいお話聞いたんですけど、なかなか最終的には御自分の問題かなと、御自分で決定しないといけないような話かなって、こうやったらどうですかってアドバイスなんですけど、こうやったら何とかかんとかで、じゃあこういう方法はって、いや、これをやるとこうだからって、結局、答えが見出せないような話で多分これ1時間、2時間語っても、決断出ないよなっていうような話だったんですよ。

こういった方たちが相談に行かれてるんだなって、そのときに私も実感しまして、結局、解決できる問題、できない問題ってあると思うんですけど、どういう対応されているのかですね、ちよっと内容を教えていただけたらですね。

○福祉課長（山口英雄） 家庭児童相談室ばかりではないと思いますけれども、市に寄せられる各種相談っていうのは、最終的に今11番委員が言われたように御自分で最終的に決定しないといけないということがほとんどだと思います。

家庭児童相談室の相談員は、その解決、その相談者本人が自分で解決するためにどういったところにどういった方法があるんじゃないですかって、どういったところにもっと専門的な知識のあるところにアドバイスを得たらどうですかとか、そういったいろんな解決のための手法を案内すると、教えると、そういったことがメインかなと思います。

相談員が仮にアイデア、解決方法を提示したとしても、最終的には御本人の意思ですので、なので相談業務というのは、そういった解決に導くためのいろんな手法を、選択肢を教示すると、そういったことだと考えております。

○11番（永野慶一郎） 今、答弁がございましたように、本当に最終的には御自分で決めていくことなのかなと思うんです。その背中を押す役目でもあったりとかですね、おっしゃられたようにですね、そういった解決できるような機関を御紹介したりとか、そういった仕事だと思うんですけど、その方1人としか、私、相談っていうか、受けてないんですけど、一つ思ったのが話を聞いてもらいたいのかなと、そっちも大きいのかなと思ってですね、そういった意味合いもあってこの相談室に通われる方もいるんじゃないかなと思うわけでございまして、本当に多分1時間とか、2時間とか、延々と話になることもあると思うんですね。本当に自分も気も滅入る、まあ滅入るっていうか悪い意味ふうじゃないんですね。

やっぱり解決の糸口を見つけてあげたいんだけど、解決につながらないと相談員の方も大変だと思うんですけど、やっぱり市民の心のよりどころといった意味でも設置してですね、件数も増えてるっていう意味ではいい意味なのかなって思います。今、お1人で対応されてるんですか。

○福祉課長（山口英雄） 今、家庭児童相談は1人でございます。

○11番（永野慶一郎） 本当に何ていうんですかね、なかなかできない仕事だなと私思って、そういう相談受けたとき思ったので、大変精神的にも大変、楽しんでやっていらっしゃるかどうかは分からない、楽しんでやる方はいないかな、大変なお仕事だと思います。

そういった相談員の方のフォローもしながらですね、またその仕事に対する労務が重たくなっていくようであれば、また相談員を増員するなど、またいろいろ対策も考えていただきたいとこれも要望しておきます。

○9番（立石幸徳） 休憩前からのこの塔切の関係ですね、そんなにこの件ばかりで時間を取るわけにはいきません。当然、この決算委員会の時間の範囲内で私は全ての審査が終われるとそういう案件ではないと、自分自身に分かっているつもりですからね。

ただ、幾つか休憩前に言ったことを整理してですね、例えば必要があれば、その関係の文章、情報開示でもして正確な理解、認識の下にこういった本市の公共工事の在り方を聞く機会もあるかと思っておりますのでね、ただ、あと具体的なことを二つ、三つの休憩前にちょっと保留をしてた本年度に入ってから相手方との交渉、それから支出命令をしたときの期日、当然支出命令に当たってはその支出が適正であるという判定の下に命令も出しているんでしょうから、その辺の具体的なことをまずきちっと報告していただきたいと思っております。

○農政課長（原田博明） 大変遅くなりまして申し訳ありませんでした。支出負担行為につきましては、まず契約時に契約金額で支出負担行為を取っております。令和元年9月4日契約日です。まず、当初の契約日に支出負担行為を取っております。その後、3回目の変更契約を結んだときに工事金額が変わりましたので、変更支出負担行為を取りました。さらに第4回目の変更契約の時点で、また金額が変わりましたので変更支出負担行為を取りました。

最終的な支出負担行為につきましては、第4回目の変更契約日の令和2年3月26日が負担行為日になっております。支出命令につきましては、令和2年4月1日で支出命令を起案しております。その後、4月8日に支払っているということでございます。

もう一件の相手方との交渉でございますが、工事の件につきましての協議ということで説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

工事の協議につきましては、令和2年4月1日以降に8月末まで9回にわたって相手方と協議を行っています。

○9番（立石幸徳） 9回の協議を一々この場では控えますけどね、また聞く機会もあると思います。

それで、最後にきちっと確認しておきたいのは、当初275万の請負金額を、これ3回目っていいでしょうか、9万円アップの284万で契約したこの9万円の増額の内容は何だったんですかね。何の工事なんですかね。

○農政課参事（小湊哲郎） 先ほども私説明したかと思いますが、説明が至らなかったことはおわびいたします。仮設工事における土留め工の変更と交通誘導員が当初計画していた人数より減ったことから、その分の変更を行ったのが3回目の変更ということで、9万6,679円の増として契約変更しているところです。

○9番（立石幸徳） 交通誘導員を言われますけど、交通誘導員は我々議会に出した資料では当初その最初のっていいでしょうか、設計をするときには交通誘導員を配置と、置く。この450万の予算、令和元年度の当初予算のときの変更箇所では6番目ですか、交通誘導員を減と、減らすということの変更をしてるんですよ。それを、また減らすという予算で取り組んでたのがどうなったということなんですか。

○農政課参事（小湊哲郎） 工事箇所が国道225号沿いであることから、国道事務所との協議により交通誘導員を配置することとして当初計上しておりましたが、工事の際配置した人数に応じて交通誘導員を減らして変更したものです。

○9番（立石幸徳） だから、900万近くの、最初は890万でしたか、そのときは交通誘導員を置くんだと。450万に変わったときには、もう誘導員を減らすという変更が議会には出てるじゃないですか。それを増やしたちゅうんですか、この9万円増ですからね。

○農政課参事（小湊哲郎） 30年度の補正で890万円を予算要求したところですが、そのときの工事内容と今回の450万円の工事内容が変更になったことから交通誘導員も減と説明しておりましたが、国道事務所の管轄する国道であり、交通誘導員については適正に配置するようにとの指示を受けて予算計上をしておりましたが、工事の際に交通誘導員の人数が減ったために3回目の変更において交通誘導員の人数を減らしました。

その他、土留め工、仮設工は、9月の工事着手からずっと継続して設置しておりましたので、その分の土留め工の増ということで変更をしているところです。

○9番（立石幸徳） おかしな説明をしないでいただきたいですよ。

つまり議会にはですよ、450万の2回目のこの関係の予算っていいでしょうか、ここでは交通誘導員を減らして、だから890万から450万円に減らしたわけですからね、こればかりじゃないですけども、誘導員を減らして予算を減額するという資料が出てるわけですよ。これを基に議会は議決しているんですからね。

そんなものを、また事情が変わってきまして国交省が言われたのか、また誘導員も要るようになりまして何か言って、議会に出した資料と違ったことをしてるじゃないですか。

○農政課参事（小湊哲郎） 890万円の時にも交通誘導員は計上しておりますし、450万円の時にも交通誘導員は計上しております。

ただ、890万円の工事の内容と450万円の工事の内容が異なることから、それに要する交通誘導員の数が減ったということで、交通誘導員の減ということで説明しているかと思います。

○9番（立石幸徳） そういった細かい資料にはなってないですよ。減らしたものがまた増えたちゅうわけでしょう、要するに。だから、9万円増になってきたわけですね。この辺はまたちゃんと確認しますよ。

それから、2回目から284万を339万にまた契約変更をしたこの55万円差額が増えた。これは何の工事が増えたんですか。

○農政課参事（小湊哲郎） 農道部分の掘削及び埋め戻し工、舗装復旧工等が増えたことにより増額変更しているものです。

○9番（立石幸徳） その中身はそういう言われ方をして、休憩前に農政課参事がそういった金

額については適正に見積もっていますと、9万円にしても55万円にしてもな。

55万円あるいは9万円が適正であるという根拠は、誰がどこで判定すれば分かることになるんですか。つまり議会が全然分からないところで、執行サイドで予算を変えているわけですからね。

これは、大きな国土交通省あたりの工事なりますと、発注者、受注者を入れてですよ、設計変更する場合は審査会が持たれるわけですよ。そんな大きな工事じゃないからち言うかもしれませんけど、いずれにしても9万円、55万円にしても適正であるというその根拠を最後に示してください。

○農政課参事（小湊哲郎） 工事を行った数量に基づいて、公共単価等を使って変更積算等を行っておりますので、適正に執行されているということで答弁したものであります。

○9番（立石幸徳） 言葉の上ではですね、基に基づいても我々はちゃんと算定根拠をきちっとした計算式なり、そういうものを見ないと、適正ですねと納得するわけにいかない。

ですから、これは改めてそういう資料等を基に関係文書等もいろいろそろえた上でお尋ねしないと、なかなかこの件の工事がどうだったのかということとは分かりませんので、いずれにしてもそういうときまで私はこの件は保留しておきます。

○11番（永野慶一郎） 昨日も私は附帯決議の件で言ったんですけど、ちょっといろいろ考えてみたんですけど帰ってから、また今日ですね、設計変更が4回あったというのも初めてお聞きしまして、先ほど2年度に入ってから9回ほど協議を重ねているということでもございました。

普通考えたら450万の工事で4回もこんな工期が、掘って構造物を取り除いて埋めるだけって、簡単に考えたらそういう話なんですけど、この4回の工期が変更になった理由というのは、先ほど何も聞いてないんですけど、どういった理由で再三こうやって工期が延長になってるんですか。土留めとか、その変更はいいんですけども、それはもう分かります工事中でそういったのは出てくるでしょうから、ただ工期が延長になりました、その変更がありましたという説明がありましたけど、その理由は何なんですか。（「協議が整わなかったという説明ができてるじゃないですか」と言う者あり）協議が整わなかったちゅうとどうということなんですかね、具体的に。（「そんなもん、もう整理済みですがね」と言う者あり）

○農政課長（原田博明） 昨日も答弁いたしましたように、工事を進めていく中で、地中に埋まっている構造物を撤去する工事でもありますし、また敷施設設である暗渠ですね、側溝等の構造物の補修ということにもなりますので、工事を進めながら相手方と協議をして工事を進めてまいりました。

その中で、若干合意が得られなかった部分がありましたので、その部分を残して設計変更して工事を完了したということでもございます。

○11番（永野慶一郎） 副市長にお聞きします。平成31年の3月定例会での当初予算の予算特別委員会の中で、当初予算でですね、この工事費が上がってきまして、昨日も言いましたけど、附帯決議を付して議決したわけですけども、私、再三、副市長に質疑をしたと思うんですが、この工事が終わればこの一連の問題も解決するんですかと、明確な答弁はいただけなかったんですけども、私は再三質疑をしてお聞きいたしました、覚えております。副市長は覚えてらっしゃいますかね、その件。

私たちが付けた附帯決議、ほんと昨日も言いましたけど、法的拘束力はないと言いますが、附帯決議を付けて議決しているわけですから、そんなに軽いもんなんですかね。

私、昨日よく考えてたらそんなものかなって思ってますね、ちょっと腑に落ちないところがございまして。

副市長、内容を読み直して、中を読み見直していただきましたかね、昨日。どう思いましたか、もし読んだのであれば。

○副市長（小泉智資） 委員のほうから覚えているかということで、そういう答弁をしたことは覚えております。

内容につきましては、地中構造物の撤去ということで、いわゆる裁判前の状況にそこが戻れば、ある程度問題の解決に大きく前進するという内容で答弁したと記憶しております。

○11番（永野慶一郎） 今年度に入ってからまだ協議が続いてるちゅうことは、まだ話がまとまってないということだと思うんですけども、まさしく私たちの附帯決議というのはほごにされてるとしか思えないなと思ってですね、そういった思いもあってお聞きしたところでございます。

昨日、要望いたしましたけども、附帯決議に書いてある内容もございますので、そこら辺も十分に留意していただいて、今後また協議等に臨んで早期に工事が終わることを私はお願いをしておきます。

○4番（沖園強） 昨日も私、ちょっと言葉が過ぎたかもしれませんが申し上げて、もううんざりしています、正直言って。

修正可決をした経緯もある、そして今出た附帯決議もある、議会の議決事項はこんなに軽んじられていいのかなと非常に残念です。もう解決しているべき問題ですよ、これ。

ましてや、まだ協議を続けていくと、今年度に入ってまた9回やってみたいんですけど、なぜ協議をしなければならないような状況になったのか、それはどうなんですか。

あえて申し上げますけど、450万の予算を可決して、その時点で解決すると強い認識であったと思うんですよ。そして、今出た附帯決議。その時点でもう既にその281万6,000円ですか、その予算を組んだときに全て解決する工事は見積もられておったはずですよ。それを4回の修正をかけてまだ解決していないと。

はっきり申しますと、昨日も申し上げましたが、不当要求まがいの要求をのんでるということですよ。不当要求ですよ、これは。はっきり申し上げて。

それをのんでだらだらとまだ協議を続けていきますと、よう言われたもんだと私は思います。こんなこといつまで続けるんですか。それに対応する職員は犠牲になってはいますがね。こんな決算、もう認定するわけにはいかんですよ。

相手の要望を酌んで修正、設計変更、設計変更と。こんなことやっておれば、ほかの事業も全部こういうことがまかり通るようになるじゃないですか。

○8番（吉嶺周作） 決算報告書の181ページから184ページのところでですね、学校維持修繕費、整備費とあるんですが、小中学校の今度プールの整備、修繕に750万ほど支出があるんですが、そのほかに水道代だったり、消毒代だったりすると、プールを維持していく経費というのは年間というか、夏場だけの期間なんですけど、どのくらいかかっているんですかね。

○教委総務課長（宮原司） 薬品の合計額がちょっと手元にないんですけど、年間13万ぐらい。

今年度プールの修繕を合計した金額が、令和元年度分が700万ぐらいというお話でよろしいわけですね。――一応、6月から7月まで、今年度はまだ今集計をしている最中でございますので、30年度で話をさせていただくことになるかと思うんですけども、30年度の小中学校のプールの6月から7月までの約2か月間の小中学校の使用料といいますのが198万4,728円、水道料だけです。これに結局、薬品代が、数字がここにありませんので13万程度だと思っているんですが、それに結局、プールのろ過器の保守とかそういうものも含まれますので、全体的な数は小中学校別々になって、今ちょっと正確な数字が申し上げられないですが、それ以上かかっているものと考えております。

○8番（吉嶺周作） 学校施設長寿命化計画の中には、プールのことはほぼ書いてないと思うんですけど、今後10年計画といいますか、中長期的な部分でプールの大規模改修とか、そういった学校があるんですかね。

○教委総務課長（宮原司） 長寿命化計画の中では小規模建物とか、プールとか、グラウンド等は

調査の対象とはなっていないので、プールとかは当然載っておりません。

学校プールにつきましては、今現在、37年完成で60年近くたっているのが一番古いと。一番新しいのは立神中学校で、平成6年かと思うんですが、プールの年間の維持管理につきましては、プール水槽の清掃及び使用期間の水道料金のほか、水質の維持循環ろ過器の保守点検、維持修繕料がかかっておりますので、それなりに大きな負担となっているところでございます。

プールにつきましては、今年度も立神小学校のプールの改修をプール使用期間が終わってからやっておりますが、今のところそれを早急にどこかにまとめるという計画を今はしてないですけども、ただ、やはり小中学校の各プールをそのまま使うと経費としてはそれなりにかかりますので、今後、学校外の施設を利用するとか、小中学校近いところについては共同の利用ができないのかとか、そういうことを研究しながら、児童生徒の安全が一番ですので、その移動についてもそういうことができるのか、そういうことも含めていろいろ課題を整理して、プールの在り方についても研究をしていきたいと考えております。

○8番（吉嶺周作） プールの授業というのが6月から7月で、ほんと夏休みに入るまでで梅雨時期にも重なったりしてですよ、非常に授業で使える日数が少ないと思うんですよ。先日の日曜日に中学校の運動会があったんですけど、父兄の方々は小学校も中学校も含めてだったんですけど、プールの授業って必要なんですかと、その必要性について問われたんですけど、そこで私もちょっと考えさせられたんですけど、教育委員会の考えとしてはですよ、今後プールの授業というのは必要だと思いますかね。

○学校教育課長（満枝賢治） 学習指導要領の中に泳ぐ運動というのがありますので、これはもうやはりやる授業内容と考えております。

○8番（吉嶺周作） PTAというか、その方々の考え方はですね、水泳で1位を目指して、上を目指していく方々は、みんなスイミングスクールに行くのよと、学校だけのプールだけでは全然上にいけないというか、スイミングスクールがあるからプールは必要ないんじゃないっていうようなそういう意見だったんですけど、学校教育関連のそこに水泳が必要だということが載っているということですか。

○学校教育課長（満枝賢治） 水泳の学習につきましては、必修ということで必要があると考えております。

○教育長（丸山屋敏） 先ほど順位のことを言いましたけれども、今スポーツは生涯にわたってスポーツをするということで、1位、2位を争うという体育じゃないんですね、将来に向かってすると。これは先ほど言いましたけれども、水泳は学年によって違いますけれども、水に親しむということで、やはりやらなきゃいけないとなっているわけです。

それで、いろいろとそういうことを考えれば、プールははっきり言ったら6月の末から7月までで効率が悪いんじゃないかと、費用対効果を考えたかどうかということになっているんですが、全国的にそういう傾向にありまして、小中一緒にやるとか、あるいはスイミングスクールのところに行って、そこで借りてやっているとすることは全国的にそういう流れになっています。

それで枕崎市も、今、費用対効果を考えたかどうかということをお話をしているところです。

ただ、移動になりますと、今度は授業のときに例えば2時間続けてやらなきゃいけない、1時間でやると移動でもう時間を食ってしましまして、着替えとかそういうこともあります。

また、小中一緒にすると、朝1時間目から水泳をやらなきゃならない学年が出てくるということで、そういうことも併せて学校と今相談を、内々ですけども、どうなんだろうかとことはしているところです。

○8番（吉嶺周作） 分かりました。今言われたとおり、ほかの自治体はですよ、もう水泳の授業をなくしたり、一緒にしたりというふうに言っていましたので、枕崎の方針がそういう方針であ

るならば、そういうふうに伝えておきたいと思います。

○委員長（東君子） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

採決いたします。

お諮りいたします。

認定事項第1号は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

○委員長（東君子） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

認定事項第1号は、認定すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（東君子） 挙手少数であります。

よって、認定事項第1号は、不認定とすべきものと決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時18分 散会